

監査結果公表第3－2号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

市長から、包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和3年8月26日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	杉本 春夫
同	土井田 隆行

記

1 措置の内容の通知

令和3年8月25日付け八政行第28号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市監査委員 吉 川 慎一郎 様
八尾市監査委員 八 百 康 子 様
八尾市監査委員 杉 本 春 夫 様
八尾市監査委員 土井田 隆 行 様

八尾市長 山本 桂右

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 7 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成 28 年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

○平成 29 年度包括外部監査について

税務事務の執行について

○平成 30 年度包括外部監査について

補助金・負担金等に係る事務の執行について

○令和元年度包括外部監査について

高齢者福祉に関する事務の執行について

○令和 2 年度包括外部監査について

公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成 21 年度「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」、平成 22 年度「歳入の執行事務について」、平成 24 年度「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」及び、平成 25 年度「公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

○包括外部監査における改善措置等の状況(令和3年7月20日時点)

	監査の内容	結果意見の件数 (a)	令和3年1月20日まで の対応済み件数 (b)	今回対応分 (a)-(b) =(c)	今回対応済みとなった件数			次回以降に 対応する件数 (e)-(d)
					合計件数 (d)	内、「措置済み」件数	内、「市の判断により 対応」件数	
H14～18年度までの監査の結果・意見は、すべて対応済み 監査の内容:(14出資法人)(15補助金)(16公共下水道)(17公の施設)(18市立病院)		結果	45	45				
		意見	441	441				
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	—
		意見	33	31	2	0	0	2
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	—
		意見	19	19	—	—	—	—
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	10	—	—	—	—
		意見	44	44	—	—	—	—
22	歳入の執行事務について	結果	5	5	—	—	—	—
		意見	25	25	—	—	—	—
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	—
		意見	18	17	1	0	0	1
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	—
		意見	8	8	—	—	—	—
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	—
		意見	9	9	—	—	—	—
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	—
		意見	22	21	1	0	0	1
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	—
		意見	67	63	4	2	2	2
28	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について	結果	26	26	—	0	0	—
		意見	94	82	12	3	3	9
29	税務事務の執行について	結果	3	3	—	—	—	—
		意見	21	19	2	1	1	1
30	補助金・負担金等に係る事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	—
		意見	52	37	15	9	7	6
R1	高齢者福祉に関する事務の執行について	結果	18	17	1	1	1	0
		意見	66	36	30	11	11	0
R2	公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について	結果	15		15	12	12	0
		意見	77		77	25	25	0
合計		結果	152	136	16	13	13	0
		意見	996	852	144	51	49	2

1. 令和3年7月20日までに改善措置等を講じた事項

監査の結果(13件)

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R3.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	長期継続契約における解除権留保規定の欠如について	<p>「介護保険システム運用保守業務委託契約」については、5年間の「長期継続契約」として締結されている(単年度予算が措置されている)。しかし、契約書には、翌年度以後の予算が付かなかった場合の解除権留保条項が置かれていない。</p> <p>長期継続契約については、債務負担行為を講ずることなく複数年締結する契約であり、予算が付かない場合の解除権を留保しておく必要がある。</p> <p>※以下の契約についても、同じ問題点があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市緊急通報システム運営事業委託契約 ・高齢者福祉システム運用保守業務委託契約 	<p>八尾市緊急通報システム運営事業委託契約については、解除権留保条項を記載した契約を締結しました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>高齢者福祉システム運用保守業務委託契約については、解除権留保条項を記載した変更契約を締結しました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>介護保険システム運用保守業務委託契約については、解除権留保条項を記載した変更契約を取り交わすよう対応いたします。</p>	<p>八尾市緊急通報システム運営事業委託契約については、解除権留保条項を記載した契約を締結しました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>高齢者福祉システム運用保守業務委託契約については、解除権留保条項を記載した変更契約を締結しました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>介護保険システム運用保守業務委託契約については、解除権留保条項を記載した変更契約を締結しました。</p> <p>(措置済み)</p>

【令和2年度】公の施設のうち「指定管理者」が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(共通事項)

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20までの取組等の内容と改善の方針
2	指定管理者導入施設所管課 行政改革課	第三者委託の委託先事業者からの誓約書の取り付けについて	<p>現在の基本協定書(※以下、すべて「協定書」という。)のうち、誓約書の提出義務が記載されていないものは、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱の内容を取り込んだ協定書に改める必要がある。</p> <p>500万円以上の第三者委託が発生する事実上の可能性はほぼないものもあるが、そのような事実上の可能性にかかわらず、全ての協定書で、要綱上求められる誓約書の提出を条項に加えるべきである。</p>		<p>協定書において誓約書の提出義務が記載されていない施設について、提出義務を明記する内容で変更協定書を締結することとしました。</p> <p>(措置済み)</p>
3	指定管理者導入施設所管課 行政改革課	第三者委託を行う際の委託先事業者からの誓約書提出の徹底について	<p>協定書上、契約金額が500万円以上となる第三者委託について、誓約書を指定管理者から市に提出するよう求めなければならないが、適正に行われていなかったところでは、「暴力団員または暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書」の市への提出を徹底させるべきである。</p>		<p>令和3年度当初より、適正に運用されていなかった施設を含め、第三者委託を行おうとする指定管理者から当該誓約書の提出を受けており、今後も運用を徹底してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(個別事項)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(1) 八尾市立共同浴場錦温泉

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	地域共生推進課	備品台帳の記載漏れについて	市の備品台帳に、①市がリース契約し、リース期間満了により市の所有となった物品、②開業ときに備え付けられた物品の記載がなかった。施設の開業時に備え付けた物品や、リース期間満了により所有権を取得した備品についても、備品として管理すべきである。		R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 備品登録されていなかった備品については登録し、台帳にて管理を行っております。 (措置済み)
5	地域共生推進課	指定管理者が作成した決算書について	平成 28 年度から令和元年度に関して、指定管理者が市に提出している施設の収支決算書と、任意団体としての指定管理者の収支決算書とが整合していなかった。施設の収支決算と指定管理者自身の決算に相違が生じる場合、その理由を指定管理者において確認し、なお不明な点があれば市において確認することにより、施設の収支決算書について疑義が生じないようにすべきである。団体の性質上、法定の業務監査・会計監査等がないような場合には、疑義の解消に積極的に努めるべきである。		団体の決算数値の誤りについて指定管理者へ確認を行いました。 今後も指定管理者の決算報告等確認していき、疑義があるようであれば、指摘してまいります。 (措置済み)

(4) 八尾市自転車駐車場

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	都市交通課	修繕工事の取扱いについて	協定書に定められた修繕に関するリスク分担表からすれば、実際の金額に基づいて修繕費の負担者を判断すべきであり、当該工事については、指定管理者のリスク負担と言わざるを得ない。修繕に関するリスク分担の考え方の周知を徹底し、適正な運用を行うべきである。		修繕に関するリスク分担の適正な運用について指定管理者と協議を行い、考え方の周知を徹底いたしました。 (措置済み)

(5) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	生涯学習課	個人情報保護責任者の届け出・研修の実施と誓約書の取得について	協定書の定めに従い、個人情報保護責任者の届出を指定管理者に対して求めるべきである。また、協定書に定める通り、新規の従事者の雇い入れの際に、事前に個人情報の保護に関する研修を実施し、その実施を行った旨の誓約書の取り付けを行わせるべきである。		協定書の定めに従い、個人情報保護責任者の届出を受けました。また、個人情報の保護に関する研修の実施及び誓約書の取り付けの報告を受けました。 (措置済み)

(6) 八尾市立くらし学習館

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	生涯学習課	管理運営報告書の記載漏れにつ	管理運営報告書への修繕・改修の記載は、協定書の定め通り、月例の管理運営報告書で、毎月		R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 令和2年度からの月例管理運営報告書に修繕・改修の実施状況を記載するよう指定管理者

		いて	修繕・改修の実施状況等を記載させるよう、指定管理者に指導するべきである。		に指導し、改めました。 (措置済み)
9	生涯学習課	講座材料費の取り扱いについて	講座に用いる材料費は、本来講師が直接收受すべきであるが、「雑収入」として材料費が指定管理料外の収入として計上されていた。考え方を整理した上で、収支報告の記載や手続について、指定管理者へ指導を行うべきである。		指定管理者と協議し、令和3年度の収支報告書から材料費を計上しないこととしました。 (措置済み)

(7)八尾市まちなみセンター

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	都市政策課	備品台帳への登録漏れについて	施設に現に存在し、指定管理業務に用いられている備品であるにもかかわらず、一部が市の備品台帳に登録されていなかった。指定管理業務に用いる備品は、的確に備品台帳に登録されたい。		指定管理業務に用いられている備品について確認し、備品台帳に登録されていなかった備品を台帳に登録しました。 (措置済み)

(8)八尾市営住宅

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
11	住宅管理課	手続きなく市長名での文書を発行したことについて	指定管理者からの第三者委託については、事前に市長の承諾が必要であるが、決裁手続きを経ずに当該承諾書を発行していた。そのような文書を発する際には、適切な決裁手続きを経た上で発出すべきである。		適切な決裁手続きを経た上で承諾書を発出するよう事務処理を改めました。 (措置済み)
12	住宅管理課	基本協定書からの責任分担表の添付漏れについて	市と指定管理者との間で調印された協定書には、添付されるべき「別表 責任分担表」が欠落していた。契約事務の際には、契約条項で引用されている、別紙・別表などの編綴漏れがないよう、的確に事務処理をすべきである		令和2年度に締結した協定書においては、「別表 責任分担表」を添付しております。今後、別表の添付漏れ等がないよう的確な事務処理を徹底してまいります。 (措置済み)
13	住宅管理課	工事管理台帳について	指定管理者が、指定期間終了後に作成すべき「工事管理台帳」が作成されていなかった。指定管理者に対し、当該台帳の作成・提出を求められたい。		指定管理者に工事管理台帳を作成させ、提出を受けました。 (措置済み)

監査の意見(51件)

【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	政策推進課	事務事業評価の「効率性」の観点における評価方法について	事務事業評価の評価内容コメントにて直接人件費や間接人件費に関する記載がなく、人件費を含めたフルコストに関して実際に評価されていない。 現在は、フルコストの概念については参考取組みであるため、当該概念を「効率性」の評価の仕組みに取り入れていないとのことであるが、より効果的な効率性評価を実施するためにも、事業実施にはどれだけのコストがかかっているのかを各所属にさらに意識させ、フルコストの概念を包含した評価を行うべきである。	評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。	事務事業評価の評価観点のうち、効率性評価を行う上で、以下2点により、フルコストの概念を包含した評価の仕組みとして、令和2年度にシステム改修を行い、令和3年度の事後評価より、その運用を開始することといたしました。 ①総合評価における効率性評価について、評価の観点に「投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか」という観点を追加します。併せて、評価段階の基準をフルコストの観点を主眼に置いたものにしました。 ②行政資源を適切に利用し、効率的で質の高い業務執行を推進する観点から、効率性評価の配分点数を現行より高くなりました。 (措置済み)
2	政策推進課	事務事業の従事職員数の入力について	行政評価システムにおいて、各事務事業における従事職員数の入力については毎年7月に1度のみ実施されている。そのため、直接人件費と間接人件費の実績値は、計画時における従事職員数をもとに計算されている状況にある。実際の事務事業が進んでいく過程において、当初の従事割合と異なる割合で事業が行われるケースもあることから、実態に合った直接人件費及び間接人件費を計算するため、事後評価時に実績ベースでの従事職員数を入力することを検討すべきである。	平成30年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出を可能としました。令和3年度の前評価についても、引き続き機能を活用し精緻なフルコスト算出による事前評価に取り組んでまいります。 また、事後評価については、第6次総合計画の方向性を踏まえた行政評価の仕組みの見直しと合わせ検討してまいります。	平成30年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出を可能としました。 令和3年度から、新規事業や組織体制が事前評価時点から大きく変化した場合など、事前評価において算出した従事職員数から大きく異なる事務事業について、事後評価の際に修正し、実績ベースでの間接人件費の把握を行うこととしました。 (措置済み)

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20までの取組等の内容と改善の方針
3	人権政策課	事業モニタリングの実施時期及び方針について	外郭団体の事業実施状況等に関して、改善や方針転換を行うには適時にモニタリングを実施し、必要に応じて外郭団体との協議を行うことが必要であるため、現在年に1回実施している事業モニタリングに	計画的に事業モニタリングを実施し、事業モニタリングの評価結果を次年度の事業計画の立案へ活用しました。 (措置済み)	計画的に事業モニタリングを実施し、事業モニタリングの評価結果を次年度の事業計画の立案へ活用しました。 (措置済み)

			<p>ついて実施時期を増やすとともに、決算終了後速やかに実施すべきである。</p> <p>また、事業モニタリングは翌年度以降の実施事業の内容にもつながる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに、評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに活かすなどの評価結果の活用方針を定める必要がある。</p>	<p>実施時期の増加、実施手法については、引き続き検討してまいります。</p>	<p>実施時期の増加については決算報告時や次年度計画の立案時など複数回実施することとし、実施手法についても評価内容が適切に反映されるよう評価方針及び活用方針を定めました。</p> <p>(措置済み)</p>
4	人権政策課	補助金のあり方について	<p>平成 27 年度の補助金交付にあたっては、事業費については補助対象経費が明確になっていないなど、具体的な積算根拠がなく、人件費の全額及び事業費の一部が交付されている。</p> <p>事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的にを行い、補助金の必要性について再検討すべきである。特に人件費の中でも、管理人件費については外郭団体での自主性を持った運営を確保するためにも、将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。</p>	<p>補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>	<p>補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>人件費補助の見直しについては、検討の結果、団体の性質等を勘案すると収益事業をただちに拡大することは難しいと判断しておりますが、引き続き、自主性を持った運営を確保するため、独自財源の確保等、新たな取組みを団体へ求め、補助金の見直しに取り組んでまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	高齢介護課	補助金のあり方について	<p>市は、「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」に基づき、シルバー人材センター職員の人件費の約 70%相当の補助金をシルバー人材センターへ交付しており、その額は近年逡増している。</p> <p>シルバー人材センターの法的位置づけや役割があるとはいえ、市から独立した法人であり、会費や受取事務費などの自主財源があるので、シルバー人材センター職員の人件費についても可能な範囲で自主財源によって賄うことが求められる。</p> <p>シルバー人材センターの自立した運営を促進するため、シルバー人材センターの財政状態等を勘案し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。</p>	<p>R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。</p>	<p>R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合の見直しを行っており、団体活動による独自の収益もあることから、今後も引き続き、事業費補助への検討等、見直しを行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

【平成 29 年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取組み等について

(1) 個人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	市民税課	減免要件の対象範囲について	<p>八尾市市税条例施行規則第 6 条第 1 項第 5 号に規定されている内容について、担当者からは「公的援助を受ける者に対する減免について、要綱や内規等で運用している自治体はあるかもしれないが、具体</p>	<p>R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>八尾市市税条例施行規則に規定する公的援助を受ける者に対する個人市民税の減免基準が公平かつ適正なものとなっているか否かについて、大阪府の他市町村の減免制度の調査結果に</p>	<p>R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>八尾市市税条例施行規則に規定する公的援助を受ける者に対する個人市民税の減免基準が公平かつ適正なものとなっているか否かについて、大阪府の他市町村の減免制度の調査結果に</p>

		<p>的な事由を条例や規則で明示している自治体は少ない。」との回答を得ている。</p> <p>そこで、大阪府下の自治体の税条例及び税条例施行規則を閲覧し、同種の内容の実際の制定状況を調べたところ、明示されているのは中河内地域の柏原市及び東大阪市のみであった。</p> <p>自治体によって規模や財政、政治状況等に差異はあるが、現状の市の減免事由や減免割合について近隣あるいは同規模自治体と比較することは、そのあり方を検討する参考になると考えられる。この点、担当者からは「今後、改めて減免に関する調査を実施する予定である。」との回答を得ている。</p> <p>上記の調査結果を基に、比較分析を行い、市の減免事由や割合を将来的に見直すための参考とすることを検討されたい。</p>	<p>より比較分析等を進めてまいります。</p>	<p>より比較分析等を行い、その結果や他市比較を踏まえ、当該減免基準を見直し、令和3年度分の個人市民税の減免から適用しております。</p> <p>(措置済み)</p>
--	--	---	--------------------------	--

【平成 30 年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	コミュニティ政策推進課 地域共生推進課 高齢介護課 人権政策課 障がい福祉課 健康推進課 保育・こども園課 産業政策課 生涯学習課 人権教育課	概算払いの理由の明確化について	<p>八尾市補助金交付規則第 19 条(以下、「交付規則」という)では、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると市長が認めた場合に限って、「概算払い」を認めている。しかし、現状では、概算払いの理由の明確化がなされておらず、交付規則に即した運用がなされているか確認できない状態であった。</p> <p>概算払いは交付規則上、あくまでも例外的な取扱いとされていることに鑑み、概算払いにより補助金を交付する場合、概算払いの根拠及び理由を明確化し、それが交付規則に照らして適切なものであるかを検討し、上席者が承認した証跡が確認できるようにすべきである。</p> <p>【概算払い支出の補助金一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市自治振興委員会補助金 ・八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金 ・八尾市高齢クラブ活動助成金 ・一般財団法人八尾市人権協会運営費助成金 ・世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金 ・人権擁護委員八尾地区委員会補助金 	<p>R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>概算払いにつきましては、交付決定の起案を行う際に、概算払いの必要性について、理由の記載や根拠などを明確化し、上席者による承認の証跡が確認できるよう交付決定の起案に明記する、あるいは、交付要綱において概算払いの規定を設けるといった対応を引き続き進めております。</p>	<p>R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>概算払いにつきましては、交付決定の起案を行う際に、理由の記載や根拠などを明確化し上席者による承認の証跡が確認できるよう明記、あるいは交付要綱において、概算払いの規定を設ける対応等をいたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市市民活動支援基金事業助成金 ・社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金 ・八尾市日常生活自立支援事業補助金 ・八尾市ボランティア活動振興事業補助金 ・八尾市権利擁護推進事業補助金 ・八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金 ・八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金 ・八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金 ・八尾市地域福祉推進基金事業助成金(地域福祉分野) ・八尾市障がい者団体育成事業補助金 ・八尾市地域福祉推進基金事業助成金(障がい福祉分野) ・八尾市地域活動支援センターⅣ型補助金 ・八尾市街かどデイハウス事業運営補助金 ・八尾市献血推進協議会助成金 ・八尾市私立認定こども園等運営費補助金 ・八尾河内音頭まつり振興会補助金 ・一般社団法人八尾市観光協会運営補助金 ・中小企業振興対策補助金 ・八尾市文化芸術芸能祭助成金 ・八尾市PTA協議会運営補助金 ・八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金 		
8	コミュニティ政策推進課	八尾市市民活動支援基金事業助成金について	<p>本助成金の交付実績額は減少傾向にあり、直近3年間は100万円未満であるが、市職員の年間関与時間は800時間と多くかけられている。</p> <p>市の職員の関与時間は、その間別の業務をすることができなかったことによるため、内部的なコストとして認識すべきものである。現状の交付実績では、市職員の年間関与時間及び審査員への報酬に対して、事業としての効果は低いと考えられる。事業を実施する場合には、その費用対効果も勘案し、事業内容を検討することや事業にかかる時間数等の判断を行うべきである。</p>	<p>本助成金は、事業への助成を通じて、団体の自立・発展・継続につながる組織基盤強化を図り、団体の育成支援を目的としており、平成28年度にはコースの新設、助成回数の制限引き上げを行い、より効果的に目的が達成されるように内容を改定しました。</p> <p>関与時間の縮減について、中間支援組織「つどい」の事前相談及び継続的な支援を引き続き行うことで、市職員の関与と縮減を進めております。</p>	<p>本助成金は、事業への助成を通じて、団体の自立・発展・継続につながる組織基盤強化を図り、団体の育成支援を目的としており、平成28年度にはコースの新設、助成回数の制限引き上げを行い、より効果的に目的が達成されるように内容を改定しました。</p> <p>関与時間の縮減について、助成金交付の手引きの更新や、中間支援組織「つどい」が、事業中における団体への助言や助成終了後の継続的な支援を行うことにより、これまで市職員が行っていた業務時間の縮減を図りました。</p> <p>(措置済み)</p>
9	地域共生推進課	八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金について	<p>補助基準額について、直近の見直し時期であった平成21年から少子高齢化や児童虐待等、住民の課題が複雑化・多様化し、社会情勢は一定変化していると考えられるため、現状の把握及び分析を実施の上、要綱の見直しを実施すべきである。</p> <p>その際、見直しに関する検討記録を残し、上席者が検討結果の妥当性を確認すべきである。それによ</p>	<p>補助金要綱の見直しに向け、民生委員児童委員活動の現状の把握及び分析を行いつつ、他市状況等の調査や関係機関との調整を進めています。</p>	<p>補助の必要性や直近の補助金の収支状況等を分析し、補助金の積算方法も含めた補助基準額の見直しを行いました。</p> <p>また、今後、定期的(概ね3年ごと)に要綱の見直しを行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

			り、担当者が異動となった場合でも、検討記録を参考として効果的かつ効率的な検討が図られるものと考えられる。		
10	障がい福祉課	八尾市障がい者団体育成事業補助金について	<p>(1)八尾市障害者団体育成事業補助金交付要綱第6条において、補助対象経費が「会員の相談事業、福祉活動、会員及び住民の障害福祉の増進、その他市長が認める経費」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。また、本補助金は市から社会福祉協議会に交付され、社会福祉協議会から各団体に補助金を交付しているが、社会福祉協議会における社会福祉団体助成金交付要綱においても、市の交付要綱と同様の記載となっている。</p> <p>補助対象経費の定めが不明確であることから、会議費や総会費、役員に係る交通費等、管理費に相当すると思われる部分へも補助が行われている団体が発見されており、市及び社会福祉協議会では、補助対象としない経費が含まれていないか検証を徹底することが望まれる。検証にあたっては、社会福祉協議会が実施した調査結果を入手するとともに、市でも各団体の実績報告を調査し、サンプルで請求書等の根拠書類を入手したうえで、補助対象経費であるか否かの検討を実施すべきである。</p>	社会福祉協議会及び各補助対象団体に対して、対象経費の精査に向けて、令和3年度中に、市及び社会福祉協議会の交付要綱の改正に向けた調整を行っております。	社会福祉協議会及び各補助対象団体に対して、対象経費の精査を行い、補助対象経費を明確にするとともに市でも各団体の実績報告を確認し適切な執行となるよう、市及び社会福祉協議会の交付要綱の改正を行いました。 (措置済み)
11	生涯学習課	八尾市PTA協議会運営補助金について	<p>八尾市PTA協議会の収入の大部分は会費収入であり、市からの補助金の収入は、収入全体の1割程度である。そのため、八尾市PTA協議会運営補助金交付要綱第4条に係る経費の支出額が補助金額に満たないかどうかについては、客観的には判断が困難である。市からの補助金を超える繰越金が計上されており、かつ、当年度も繰越金が増加している状況からは、補助金の効果や必要性について、検証が必要である。</p> <p>補助金の効果や必要性を明確にするためにも、交付要綱第4条で補助対象経費について明記するとともに、積算根拠についても明記し、補助金とその対象経費の金額を比較するべきである。</p>	八尾市 PTA 協議会運営補助金の効果や必要性の検討を行った結果、今年度中に補助対象経費を明記する形で、要綱改正に向けて進めております。	八尾市 PTA 協議会運営補助金の効果や必要性を検討した結果をふまえ、対象となる経費の絞り込みを行い、その内容を明記する形で、令和2年度に八尾市 PTA 協議会運営補助金交付要綱の改正を行いました。 (措置済み)
12 13	学務給食課	八尾市奨学金について	(1)本奨学金は学費以外に係る費用に対する援助であるが、国、府の制度を踏まえた修学全般に係る経済的負担の状況や進学率の状況を再確認し、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市特別支援学校就学奨励補助金」「民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金」は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあ	類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、当該制度を含めて就学奨励施策全般については、適切な制度運用となるように、あり方や対象者など総合的な見直しを進めております。	国・府等の類似制度の状況等を踏まえ、本市として支援すべき対象経費を明確にし、適切な制度運用となるよう見直しを行いました。 (措置済み)

			り方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。		
			(2)八尾市奨学条例において、受給資格が「学資に乏しいもの」と定められているのみで、具体的に条例や案内に記載されていない。そのため、毎年定員を大きく超える申請が行われており、申請書類の確認及び順位付けに事務作業の時間が多く発生している状況である。事務の効率化の点から、毎年の採用者の所得の状況を分析し、学資に乏しいものとする所得水準を明確にすることが望ましい。	例年の採用者の状況を分析した結果、住民税非課税世帯がほとんどであることから、当該制度についてのしおりや市のホームページにこの旨を記載し、制度の状況について対象者に周知を行いました。所得水準の明確化については、(1)で記載の制度全体のあり方とあわせて、検討してまいります。	「学資に乏しいもの」として就学援助制度認定基準に準じた所得制限を設け、申請者にもその目安をお知らせすることでこの制度の所得水準を明確にしました。 (措置済み)
14	学務給食課	八尾市特別支援学校就学奨励補助金	国、府の制度を踏まえた経済的負担の状況、生活保護における支援内容や進学状況を把握の上、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、誰を対象に、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市奨学金」、「民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金」は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。	類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、当該制度を含めて就学奨励施策全般については、適切な制度運用となるように、あり方や対象者など総合的な見直しを進めております。	類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、奨学金制度等の見直しと合わせ、適切な制度運用かどうかの検討をすすめたところ、府内各市の実施状況と比較しても特段過剰な支援となっておらず、現時点ではこれまでの制度を継続する意義があるとし、必要な支援を続けてまいります。今後必要な時期に制度のあり方を見直してまいります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
15	学務給食課	民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金について	市は、経済的負担の状況や進学状況を把握の上、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市奨学金」、「八尾市特別支援学校就学奨励補助金」は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。	類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、当該制度を含めて就学奨励施策全般については、適切な制度運用となるように、あり方や対象者など総合的な見直しを進めております。	類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、奨学金制度等の見直しと合わせ、適切な制度運用かどうかの検討をすすめたところ、府内各市の実施状況と比較しても特段過剰な支援となっておらず、現時点ではこれまでの制度を継続する意義があるとし、必要な支援を続けてまいります。今後必要な時期に制度のあり方を見直してまいります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
16	高齢介護課	介護保険料の滞納事案への対応(分割納付の交渉等)に関する基準等の不在について	介護保険料の分割納付の交渉について、具体的なマニュアル等がなく、各担当者の判断に委ねられている。 今後、滞納者との交渉に関しては、事例を集積した上で、文書以外の方法による催告の方法・頻度、分割納付を認める場合の考慮要素、分割納付の回	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 介護保険料の分割納付の交渉については、実情の聞き取り等を行い、原則1年以上の分割納付計画は組まず、1年後に再度納付相談を行う運用をとっております。 また、滞納事案への対応に関する基準を定めたマニュアル作成を令和3年4月運用開始に向	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 滞納事案への対応に関する基準を定めたマニュアルを作成し、当該基準に則した運用を令和3年4月から開始しております。 (措置済み)

			数等について、大まかな基準を定めて担当者間で共有し、これを異動の際には引き継ぐなどの措置をとるべきである。	け進めています。	
17	高齢介護課	滞納事案における財産調査の実施について	介護保険料の滞納事案について、財産調査がなされることはなく、納付交渉時の滞納者からの聞き取りにとどまっている。 少なくとも、滞納額及び態様に照らして悪質・重大と思われる事案については、分割納付の交渉に関して、財産調査を行うことを検討すべきである。	介護保険料の滞納事案に対して、作成を進めているマニュアルに基づき、必要に応じて財産調査を実施してまいります。	滞納事案への対応に関する財産調査について、滞納事案への対応に関するマニュアルの運用を令和3年4月から開始しており、必要と判断した案件に対しては財産調査を実施してまいります。 (措置済み)
18	高齢介護課	介護保険料について、滞納者の親族に対し納付交渉を行う場合について	市では、親族と納付交渉をする場合、本人名義の納付書を送付し、その納付書により本人名義で納付されるかによっており、本人に書面等での意思確認を行うといったことがなされていない。 親族と納付交渉を行う場合は、事後的にでも書面ないし電話(電話の場合は市の債権管理記録簿に電話による確認をした市の担当者名と確認日時、本人の意思確認をした旨等の記載をして保管しておく必要がある。)等により、本人の意思確認をすべきである。また、親族が介護保険法上の連帯納付義務者である場合、当該親族自身に納付義務を課すことも検討すべきである。	親族と納付交渉を行う場合での本人への意思確認の実施等について、令和3年4月運用開始に向けてマニュアルの作成を進めております。	親族と納付交渉を行う場合での本人への意思確認の実施等について、滞納事案への対応に関するマニュアルの運用を令和3年4月から開始しております。 (措置済み)
19	高齢介護課	介護保険料の滞納事案に対する滞納処分の実用について	近年、納付交渉や分割納付にあたって財産調査をおこなっておらず、また、差押等も行われていない。 悪質かつ重大と思われる事案については、預金照会等の財産調査を活用し調査の結果、回収が見込まれる事案については預貯金の差押等の滞納処分を行うことを検討すべきである。	滞納事案における財産調査や滞納処分を行うことについて、令和3年4月運用開始に向けてマニュアルの作成を進めております。	滞納事案への対応に関するマニュアルの運用を令和3年4月から開始し、必要と判断した案件に対しては滞納処分を実施してまいります。 (措置済み)
20	高齢介護課	介護保険システムの活用による時効管理について	市では、「介護保険システム」を用いて介護保険料の各種事務を進めているが、システムには、中断停止事由及びその終了日が特に入力されていない。そのため、債務承認(納付約束・分納等)による時効中断がされていても、その確認のために事実経過自体をその都度確認する必要があり、各納期の債権ごとの時効完成の防止を意識した徴収が困難である。 リスクが低減するような滞納管理方法を検討されたい。	介護保険システムにおける滞納管理方法について、リスクを低減させるよう検討してまいります。また、各事例に基づく対応も必要であるため、既存の折衝記録を活用した滞納事務事案に対し、令和3年4月運用開始に向けてマニュアルの作成を進めております。	滞納事案への対応に関するシステムの利用について、滞納事案への対応に関するマニュアルの運用を令和3年4月から開始しております。 (措置済み)
21	高齢介護課	「介護保険と高齢者福祉の手引き」の印刷契約にかかる契約文書保管について	「介護保険と高齢者福祉の手引き」の印刷業務が、出版社に随意契約により委託されており、その随意契約(2号随契)理由として「著作権の観点から当該相手方以外の履行が困難であるため」とされている。当初の契約時には、著作物の権利にかかる合意内容が明示されていた可能性が高いと思われるが、その当初契約時の契約書が発見できなかった。 継続する事務に関する基本的な権利関係の合意	継続する事務に関する基本的な権利関係の合意がなされた契約文書等について、次回の契約時に契約文書が必要な期間を明記し、確実に管理・保管するよう適切な文書管理事務に努めます。	「介護保険と高齢者福祉の手引き」の印刷業務については、市が著作物の権利を有する契約に改めました。 また、継続する事務に関する基本的な権利関係の合意がなされた契約文書等については、契約文書が必要な期間を明記し、確実に管理・保管するよう適切な文書管理事務に努めます。 (措置済み)

			<p>がなされた初年度の契約文書は、的確に管理・保管されてしかるべきであり、これを廃棄したことは事務の在り方として不適切といわざるを得ない。今後は、契約文書が必要な期間や、確実に管理・保管されるよう文書事務の在り方を工夫すべきである。</p>		
22	高齢介護課	「八尾市介護事業者情報検索システム」と「介護サービス情報公表システム」の併存の可否検討について	<p>現在「介護サービス事業者情報提供システム」を運用しているが、他方、都道府県レベルでは「介護サービス情報公表システム」が運用されている。</p> <p>このように、機能目的等が類似している両システムにつき、双方のサービスを併存させる必要があるのか否か（八尾市介護サービス事業者情報提供システムの継続の可否、介護サービス情報公表システムへの機能統合等）について、検討するべきである。</p>	<p>「介護サービス事業者情報提供システム」と都道府県レベルで運用する「介護サービス情報公表システム」は、機能目的等が類似しており、併存させる必要があるのか否かについて、利用者が求める情報の更新頻度や市独自の情報の付加価値等を考慮したうえで検討します。</p>	<p>「介護サービス事業者情報提供システム」については、都道府県レベルで運用する「介護サービス情報公表システム」が、機能目的等で類似しており同システムを導入しなくても事業目的を達成できるため、廃止しました。</p> <p>（措置済み）</p>
23	高齢介護課	介護相談員派遣事業の存続の可否の検討等について	<p>介護相談員派遣事業は、平成28年度から利用実績がない状況にある。事業目的との関係で役割を終えているため、利用実績がないのかなど、利用実績がない原因分析をしたうえで、事業の存続の可否について検討するとともに、なお存続させる意義があるという判断であれば、事業目的を達成させられるよう、今後の利用拡大の方法につき検討されるべきである。</p>	<p>介護相談員派遣事業については、令和2年度より対象事業者が拡大されたこともあり、改めて事業者の負担を軽減する等、事業者が応募しやすい内容に整備したうえで募集を図り、利用拡大に向けて取組みます。</p>	<p>介護相談員派遣事業については、利用実績がない原因を聞き取り等により調査し、事業を継続する判断のもと、事業者の負担の軽減と利用対象事業者の拡大を図る内容の要綱改正を行いました。</p> <p>（措置済み）</p>
24	高齢介護課 地域支援室	業務報酬の額の計算方法について	<p>地域包括支援センターの業務委託については、全てのセンターの基本報酬が定額となっている。他方、担当区域ごとの高齢者の数については、最大格差が2.52倍となっている。</p> <p>基本報酬の額について、担当区域ごとの高齢者の数や、法令の規定上必要となると考えられる職員の数等を基に、これに比例させてその金額を算出し、各センターにその金額に一定の範囲内での差をつけるなど、格差の是正を行うことを検討されるべきである。</p>	<p>第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に際して、高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から地域包括支援センターの機能強化を進めているところです。その中で高齢者人口等を考慮した適切な職員の人員配置など、地域包括支援センターの報酬などについても、検討を進めております。</p>	<p>地域包括支援センターの基本報酬について、業務量に一定程度比例したものとなるよう、区域の高齢者人口等にもとづいて算出するよう見直し、令和3年度の契約より委託料に反映しました。</p> <p>（措置済み）</p>
25	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターの専門職の人員要件に関する法令の解釈及びその運用について	<p>市では、介護保険法に基づき「八尾市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」を定め、介護保険法施行規則と同じ基準を採用している。</p> <p>このうち、区域の被保険者の数が6,000人を超えた場合、人員要件の考え方が内部的に決定されているわけではなく、担当者の感覚的な判断に終始している。法令の枠内で一定の目安や、考慮すべき要素等を整理しておくべきである。</p>	<p>センターの人員要件に関する法令の解釈及び運用については、第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に際して、高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、地域包括支援センターの機能強化を進めているところです。その中で、区域内の高齢者人口等を考慮した適切な職員の人員配置など、地域包括支援センターへの報酬などについても検討を進めております。</p>	<p>区域の高齢者人口等が6,000人を超えた場合の人員配置の考え方については、業務量に応じた配置を行うことが適切なセンターの運営に寄与することから、委託料において高齢者人口等を反映させ、業務量に応じた人員配置が可能となるように運用を改めました。</p> <p>（措置済み）</p>
26	高齢介護課 地域支援室	入所判定委員会を設置する根拠条例について	<p>市では、八尾市立養護老人ホーム条例に記載する形で、入所判定委員会を設置している。この条例では、上記委員会を第一義的には「八尾市立養護老人ホーム」への入所を判断するために設けられた附</p>	<p>入所判定委員会の位置づけについて、関係課と協議し、令和3年度より設置根拠を「執行機関の附属機関に関する条例」に移設するよう調整を進めております。</p>	<p>入所判定委員会の位置づけについて、令和3年度より設置根拠を「執行機関の附属機関に関する条例」に位置づけ、関係する条例及び規則についても所要の改正を実施しました。</p>

			<p>属機関と位置付けていることになるが、市立養護老人ホーム以外に入所させる者の入所判定についても用いられてきた。</p> <p>特定の一施設の設置条例である八尾市立養護老人ホーム条例ではなく、「執行機関の附属機関に関する条例」に明記するほうがより適切である。</p>		(措置済み)
--	--	--	--	--	--------

【令和2年度】公の施設のうち「指定管理者」が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(共通事項)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)		R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
27	行政改革課 指定管理者導入 施設所管課	「自主事業」の位置づけについて	指定管理者は、本来の公の施設の管理運営をするという業務以外に「自主事業」も行うことが可能とされている場合が多いが、その定義について、義務的な事業か任意的な事業かの観点から、位置づけを再整理し、協定書の文言の見直しも行うべきである。		<p>R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>本市の指定管理者制度における自主事業の定義については、任意的な事業として位置付けを整理し、各施設において次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書、協定書に明記するよう見直しを行いました。</p> <p>(措置済み)</p>
28	行政改革課 指定管理者導入 施設所管課	自主事業の収入及び支出報告について	自主事業に関する収入額等については、指定管理者が作成する事業報告書に記載することを義務づけ、報告を求めるべきであり、それを明確化するために協定書等を改訂することも必要である。また、自主事業において、種類の異なる複数の収入が生じている場合には、施設の特徴に応じ、その内訳毎の収入額を報告させるべきである。		<p>自主事業の収支報告を義務付けるため、各施設において次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書、協定書に明記するよう見直しを行いました。</p> <p>(措置済み)</p>
29 30 31	行政改革課 指定管理者導入 施設所管課	第三者委託の承諾に関する手続について	<p>(1)第三者委託の承諾方法については、適切な決裁手続を経た後、市長(又は市教育委員会)名義で指定管理者あてに通知する方法に統一化すべきである。</p> <p>(2)指定管理者が市に第三者委託の承認を求める際には、市において実質の「審査」がなし得るよう、相手方の名称等・業務範囲・契約金額等について明らかにした書面を提出させ、第三者委託の可否を実質的に審査すべきである。</p> <p>(3)暴排条項により排除されるべき者に対する第三者委託は認めないことについて、より明確に協定書に盛り込むなど、必要に応じて適切な措置を講じるべきである。</p>		<p>(1)(2)指定管理者が第三者委託を行おうとする際は、市が審査するために必要な内容を記載した承諾申請を事前に提出させることで統一しました。また、市が承諾書を交付する際の決裁手続きや手続きについても統一しました。</p> <p>(3)暴力団排除措置にかかる運用を協定書上より明確化するため、第三者委託の取り扱いにかかる規定の雛型等を作成し、必要な施設は協定書の変更等の対応をいたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
32 33	行政改革課 指定管理者導入 施設所管課	第三者委託における暴力団排除措置について	(1)八尾市暴力団排除条例では、市が発注する公共工事や、指定管理に関する業務から「暴力団員」と「暴力団密接関係者」を排除しようとしている。条例上に定義のある「暴力団員」と「暴力団密接関係者」と		<p>(1)暴力団排除措置にかかる運用を協定書上より明確化するため、第三者委託の取り扱いにかかる規定の雛型等を作成し、必要な施設は協定書の変更等の対応をいたしました。</p>

			<p>いう概念が、第三者委託の排除対象であることが具体的に分かるよう、これらが明示されていなかった協定書について、正確に用語・定義づけがなされるべきである。</p> <p>(2)八尾市契約関係暴力団排除措置要綱においては、「契約担当者が必要でない」と判断すれば誓約書が不要とされており、同旨の内容が協定書にも採用されているが、契約担当者が必要でない、とはどのような基準か、市として基本的な考え方を整理すべきである。</p>		<p>(2)誓約書が不要な場合の基準を明確にするため、要綱の該当箇所を改正し、入札参加資格者名簿に登録のある相手方との契約金額130万円以下の契約で、契約書の作成を省略する場合は、誓約書の徴取を不要とすることとしました。</p> <p>(措置済み)</p>
34	行政改革課 指定管理者導入 施設所管課	指定管理者が指定管理業務のために購入した物品の所有権について	<p>物品の所有権は、実質的に市が費用負担して、指定管理者が調達した物品は、市に所有権を帰属させるのが合理的である。そして、「実質的に市が費用負担して指定管理者が調達した物品」とは、より具体的には「精算対象」となる「修繕・再調達費」により購入された物品と解するのが合理的である。よって、協定書にもその費用が精算対象となることを前提として、「指定管理料のうち『修繕・再調達費』を原資として購入した物品は、取得後市に所有権を移転させる」といった規定を盛り込むことが考えられる。各施設の事情を踏まえた修正の要否を検討したうえで、処理のルールを整理すべきである。</p>		<p>「修繕・再調達費」により購入された物品は市に所有権を移転するものとして整理し、各施設において次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書、協定書に明記するよう見直しを行いました。</p> <p>(措置済み)</p>
35	指定管理者導入 施設所管課 行政改革課	収支報告書における指定管理料の精算の記載について	<p>収支報告書における修繕費の精算の記載については、「収入」は、修繕・改修に要する指定管理料の金額として交付された金額を記載し、「支出」には修繕費を精算した部分を精算金等として記載する方法に統一することが妥当である。</p>		<p>収支報告書において、収入側に指定管理料、支出側に精算額を記載する形で令和2年度決算より統一しております。</p> <p>(措置済み)</p>

(個別事項)

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(1)八尾市文化会館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20までの取組等の内容と改善の方針
36	文化・スポーツ振興課	障がい者団体が利用する場合の利用料金の割引について	<p>利用料の障がい者団体向けの割引については、継続して導入する場合、割引を行っていることについて、市又は指定管理者において、何らかの方法で周知すべきである。</p>		<p>利用料の障がい者団体向けの割引につきましては、指定管理者のホームページに掲載することで周知を行っており、今後も引き続き周知に努めてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(2)八尾市立共同浴場錦温泉

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20までの取組等の内容と改善の方針
37	地域共生推進課	指定管理料の精算について	<p>協定書では、指定管理料の過不足については協議により精算を行うとされているが、経営不振による</p>		<p>指定管理料の精算については、一定の基準を踏まえ、それに基づき算出を行ったことが明</p>

			ものは、リスク分担表では指定管理者のリスクとしている。しかし、監査対象年度は、利用者の減少と他の要因によるものとして、市が指定管理料を追加支給していた。指定管理料の精算については、算式の根拠となる一定の基準を踏まえ、これに基づき算出していることが理解できるような形で行い、また、基準が理解できる形で記録化をされたい。その際、リスク分担表の関連箇所についても、基準と適合する内容とされたい。		確となるよう書面に記載してまいります。 また、リスク分担表の関連箇所においては、該当基準と適合するよう協定書の見直しを行いました。 (措置済み)
--	--	--	--	--	---

(3) 八尾市立障害者総合福祉センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
38	障がい福祉課	協定書の誤記について	協定書上は、暴力団排除に関する条項において「暴排条例」との用語が使用されているが、その定義が協定書内になく、府の条例か市の条例か、一見するだけでは判別できない状態であった。協定書の文言については、用語の定義付けを行い、明確に判別できるよう修正すべきである。		協定書の暴力団排除に関する条項について、明確に判別できるよう修正し、変更協定書を締結しました。 (措置済み)
39	障がい福祉課	喫茶スペースについて	喫茶スペースの運営について、公の施設の管理運営業務に該当するのであれば、喫茶スペースの収支は公の施設の管理運営に伴う収益・費用であり、市に報告のうえ公表対象となる。自主事業にあたる場合、自主事業の収支という形で市に報告させ、収支を把握すべきである。喫茶スペースの位置づけについて整理し、これを施設の管理運営の収支に含め、指定管理者からの報告の対象とされたい。		喫茶スペースについては、障がい者と地域との交流や障がい者の雇用促進といった観点から行われる施設内の自主事業としています。収支については、令和2年度決算報告より確認しており、今後も同様に把握してまいります。 (措置済み)

(4) 八尾市立福祉型児童発達支援センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
40	こども施設運営課	協定書の誤記について	市と指定管理者の協定書上は、暴力団排除に関する条項において「暴排条例」との用語が使用されているが、その定義が協定書になく、府の条例か市の条例か、一見するだけでは判別できない状態であった。協定書の文言については、用語の定義付けを行い、明確に判別できるよう修正すべきである。		協定書の暴力団排除に関する条項について、明確に判別できるよう修正し、変更協定書を締結しました。 (措置済み)

(6) 八尾市生涯学習センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
41	生涯学習課	指定管理者交代における引継ぎ書類の記載漏れについて	指定管理者の交代時、引き継ぎに関する書類の一部に記載漏れがあったため、当該業務については引継ぎが完了しているか、念の為確認をされたい。また、業務の最終的な完了報告を行う書類については、事後、特に留意し、過誤を防ぐようにされたい。		引継ぎが完了しているか否かについて指定管理者に確認を行ったところ、完了済であるとの報告を受けました。今後、最終的な完了報告を行う書類については、事後、特に留意して確認してまいります。 (措置済み)

(7)八尾市立総合体育館、八尾市立屋内プール等のスポーツ施設

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
42	文化・スポーツ振興課	共同企業体協定書の覚書について	指定管理者が共同企業体である場合、指定管理料の配分や経費負担割合が、業務分担に応じて妥当なものになっているか確認するため、共同企業体協定書の覚書入手されたい。		覚書は共同企業体内で毎年度締結しており、令和2年度分を入手し経費負担割合が業務分担に応じた妥当なものであることを確認しました。 (措置済み)
43	文化・スポーツ振興課	指定管理料の支払方法について	指定管理料の支払時期及び期別配分額を検討する際は、毎年度、指定管理者の資金計画を確認した上で、均等払い等をベースに必要性を検討し、指定管理者と協議すべきである。		指定管理者と協議を行い、均等払いがベースであることを共有しつつ、資金計画に基づき期別の配分を精査した内容で年度協定書を締結しました。 (措置済み)

(8)八尾市立大畑山青少年野外活動センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
44	生涯学習課	防災マニュアルの項目の不足	協定書では防災マニュアルの整備を義務付けており、その中で例示・列挙されている事象について、現行のマニュアルに不足している事象(特に地震や暴風雨などの重要事象)があるため、それら事象への追記を求める等して、更なるマニュアルの充実を図るべきである。		協定書に列挙するマニュアルのうち、現行では不足している事象について新たに策定し、マニュアルの充実を図りました。 (措置済み)

(12)八尾市立くらし学習館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
45	生涯学習課	目的外使用許可と減免について	施設の一部を、指定管理事業者等の本体の事務所として利用させることについて、起案決裁文書において、目的外使用許可の要件としての「その他財産管理者が特に必要と認める」に該当するためとしていたが、その必要性を基礎づける事由について具体的に明記されたい。		令和3年度の起案決裁文書に具体的事由を明記しました。 (措置済み)
46	生涯学習課	事業報告書における防火・防災訓練の実施の記載の不存在について	協定書では、緊急事態が発生した場合に備えて、防火訓練を実施することとされており、毎年訓練を行っているが、事業報告書ではその旨の直接の記載が認められなかった。市は、防犯・防災訓練の記録について、事業報告書に記載が漏れていないかどうか、受領の機会に確認を行うべきである。		令和2年度の事業報告書に防火・防災訓練について記載がされていることを確認しました。 (措置済み)

(14)八尾市立リサイクルセンター学習プラザ

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
47	環境施設課	個人情報保護に関する研修の実施と誓約書の取得について	協定書に定める通り、雇用通知書の交付の際に併せて個人情報の保護に関する研修を実施するようにして、「個人情報の保護に関する研修を受けた」旨、「八尾市個人情報保護条例等の関係法令を遵守する」旨を追記した内容の誓約書等を取り付けるよう、指定管理者に対して指導を行うべきである。		新たな雇用の際、改めて個人情報の保護に関する研修を実施するよう確認し、「個人情報の保護に関する研修を受けた」旨、「八尾市個人情報保護条例等の関係法令を遵守する」旨の誓約書を本人から取り付けるよう指定管理者に指導しました。

					また、それらを実施したことについて、月次や 年次報告の際に市側に報告するよう指導しまし た。 (措置済み)
48	環境施設課	修繕に関する手 続について	修繕が発生した際、必ずしも事前に指定管理者か ら申請を受けて、市が書類に残る形で「承認」を行っ たという記録が明確に残るとい形の運用がなされ ていない。協定書に規定されているように、修繕の事 前申請とその承認の手続、およびその記録化を徹底 すべきである。		修繕に関する手続について、様式を定め市 が書類に残る形で「承認」を行ったという記録が 明確にわかるよう運用を改めました。 (措置済み)
49	環境施設課	業務用冷凍空調 機器の点検の履 行確認について	仕様書では、「業務用冷凍空調機器の簡易点検」 が、指定管理業務の具体的な内容の一つとして定め られているが、報告書やチェックシートの確認などは 行っていない。指定管理者に対し報告書やチェックシ ートの提出を求め、あるいは月次・年次報告書へ記 載することを求める等により確認すべきである。		「業務用冷凍空調機器の簡易点検」の徹底を 図り、月次や年次報告の際に併せて報告するよ う指定管理者に指導しました。 (措置済み)

(15)八尾市まちなみセンター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
50	都市政策課	修繕費の精算に ついて	過年度の修繕費の精算について予算(精算基準 金額)と一致する金額として報告されているが、実際 には予算超過部分を指定管理者が負担していたとの ことである。協定上は精算するとされている以上、毎 年度の精算は正確に行われるべきである。		協定上、精算するとされている費用について、 毎年度、正確に精算を行うよう運用を改めまし た。 (措置済み)
51	都市政策課	消費税増税に伴 う利用料金の市 長承認手続につ いて	消費税率の引き上げに伴い、利用者が支払う利用 料金(税込み)は増額となっていたが、市長の承認と いう手続は行われておらず、条例上必要な手続を 明確な形ですべきであった。今後、消費税率引き上 げによる場合も含め、利用料金の変更をなす場合、 市長の承認手続を経るよう徹底すべきである。		消費税率引き上げによる場合も含め、利用料 金の変更をなす場合、市長の承認手続が必要 であることを指定管理者とも共有する場を持ち、 今後、承認手続を経るよう徹底することとしまし た。 (措置済み)

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表 八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額額の引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額額の引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20までの取組等の内容と改善の方針
2	人事課	(1)期末手当 ・勤労手当	<p>ア)勤労手当の支給額の算定方法 勤労手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤労手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤労手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤労手当の趣旨を反映したもとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤労手当への反映はさせていない。評価結果を勤労手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向</p>	<p>人事評価については、平成21年度から管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤労手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点から、現在の評価制度を見直し、人事給与制度全般への活用について、検討を進めております。</p>	<p>人事評価については、平成21年度から管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤労手当への反映については、部長級職員においては、人事評価の結果を翌年度勤労手当に反映させるよう改定を行いました。今後とも職員のモチベーション向上に繋がるよう制度の検証を行ってまいります。</p>

		上に努めるべきである。	
--	--	-------------	--

【平成 23 年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取組み等について

2. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針												
1	教育政策課	小規模校の適正化について	<p>小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であると考える学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(I 地区、II 地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" data-bbox="589 710 1030 1050"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">I 地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">II 地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </tbody> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60 年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は 21,519 百万円に上る。</p>	地区	学校園名	I 地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	II 地区	D 中学校	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。平成 31 年4月からは義務教育学校に移行し、「高安小中学校」となりました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>	<p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。平成 31 年4月からは義務教育学校に移行し、「高安小中学校」となりました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>
地区	学校園名																
I 地区	A 中学校																
	B 小学校																
	C 小学校																
	近隣の市立幼稚園																
II 地区	D 中学校																
	E 小学校																
	F 小学校																
	近隣の市立保育所																

【平成 26 年度】生活保護事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。 市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。	平成 30 年4月に生活支援課を設置し、生活福祉課と業務の切り分けを行い、職員数についても精査してきたところですが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。	令和3年4月に生活支援課の生活困窮者支援に係る業務を地域共生推進課へ移譲し、生活福祉課と生活支援課を統合再編しました。また、ケースワーカーを1名増員するとともに、社会福祉士の資格を持つ福祉職を複数配置し、体制の強化を図っています。職員数の不足については、採用計画に基づき、適正にケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を行い、人員体制の整備を図ってまいります。

【平成 27 年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(22) 学校園安全対策推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	教育政策課	安全対策推進員の配置業務の評価指標及び業務の実施方法について	学校園安全対策推進事業では、シルバー人材センター等に委託し、各学校園に安全対策推進員の配置を行っているが、現在の活動指標に安全対策推進員の評価に関する指標が設定されていない。 平成 26 年度の当該事業の決算額について、事業費に占める委託料の割合は8割を超えており、予算や決算における金額的重要性に応じて安全対策推進員の活動時間等も活動指標として設定することが必要である。 また、安全対策推進員の配置は、一律シルバー人材センター等への委託で行われているが、他自治体では、有償ボランティアや専門の警備会社への委託という形で実施されている事例もある。参画と協働のまちづくり推進度という観点からは、PTAや地域ボランティアが活動に参画する度合いを高めていくとともに、有償ボランティアや専門の警備会社への委託におけるメリット・デメリットを整理し、実施方法について、より3E(経済性、効率性、有効性)を考慮した検討を行うべきである。	第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。 (措置済み) また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。	第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。 (措置済み) また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府内各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	生涯学習課	公設図書館の運営方法の検討について	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。 市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高くなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、新やお改革プラン実行計画に基づき、龍華図書館における指定管理者による管理運営状況や導入により見込まれる効果について検証し、効果が見込まれる場合に指定管理者制度の導入を行います。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、新やお改革プラン実行計画に基づき、龍華図書館における指定管理者による管理運営状況や導入により見込まれる効果について検証し、効果が見込まれる場合に指定管理者制度の導入を行います。

【平成 28 年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	広報・公民連携課	中期計画の策定について	メディアの多様化により、FM放送の地域における役割を捉え直す必要がある。すなわち、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められている(例えば、観光協会等との連携を強化し、市の文化施設や観光資源等のPRに関する情報サービスの実施等)。 したがって、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。	放送出力の増力工事等による難聴地域の改善、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、コミュニティFMとしての取組を踏まえつつ、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、市が決定する方針との整合性をとりながら、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。	放送出力の増力工事等による難聴地域の改善、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、コミュニティFMとしての取組を踏まえつつ、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、市が決定する方針との整合性をとりながら、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	人権政策課	中期計画の策定について	自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。 また、各事業への目標参加人数や、新たな事業への取組に対応するための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営すべきである。 なお、中期計画の策定にあたっては、市の国際交流及び多文化共生に関する事業との連携を図る必要がある。	公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成 29 年度～32 年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。 (措置済み) また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検	公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成 29 年度～32 年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。 (措置済み) また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検

				討を進めてまいります。	討を進めてまいります。
--	--	--	--	-------------	-------------

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	文化・スポーツ振興課	法人全体の中期計画等の策定について	<p>文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとられず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。</p> <p>また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。</p>	<p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各 1 名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、検討してまいります。</p>	<p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各 1 名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、検討してまいります。</p>

(4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	地域共生推進課	社会福祉協議会独自の中期計画の充実について	<p>市と社会福祉協議会の中長期計画として、市地域福祉計画等が策定されているが、市と共同の中長期計画であるため、社会福祉協議会自身の将来像については明確になっていない部分がある。</p> <p>社会福祉協議会独自の中期計画の策定は、法人の将来の姿をめざすための計画であり、目標を掲げ、そこに向かって事業を展開していくためのものであり、羅針盤となるものである。また、法人職員においても動機づけになるものである。</p> <p>中期計画としては、①法人の設立目的や役割からどのような事業をどの程度の規模で実施するか、②計画を実現するにはどのような人員体制を整備するのか、③計画に基づいた法人の収支がどのようになるのか、についての記載が必要である。</p> <p>①実施事業の規模に関しては、社会福祉協議会は公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、その役割を踏まえた事業を展開することが求められる。例えば、小地域ネットワーク活動事業や自主性のある地域貢献事業並びに会員に密着した事業等をどの程度の規模で展開するか計画を充実させる必要がある。</p> <p>また、②人員体制の整備に関しては、計画事業を実施するための専門性を持った人材を確保することが求められる。専門性のある人材確保については職員採用計画を策定しているが、社会福祉協議会の年齢構成は 30 歳代以下に集中しており、特に 40 歳代以上の中堅幹部職員が不足している状態であり、不均衡な年齢構成が当面続く計画となっている。</p>	<p>社会福祉協議会独自の中期計画(8箇年計画)については、令和2年度から市の「第4次地域福祉計画」とは別に「第4次地域福祉活動計画」の策定作業を進めており、令和3年度中に策定するとともに、本会の中期計画と位置付けます。また、人員体制や財政収支については、計画に基づき別途示してまいります。</p>	<p>社会福祉協議会独自の中期計画(8箇年計画)については、令和2年度から市の「第4次地域福祉計画」とは別に「第4次地域福祉活動計画」の策定作業を進めており、令和3年度中に策定するとともに、本会の中期計画と位置付けます。また、人員体制や財政収支については、計画に基づき別途示してまいります。</p>

			<p>さらに、③法人の収支に関しては、市地域福祉計画等には、事業の実施回数や利用者数などの目標数値の記載はあるが、事業収支や法人全体の収支見込は記載されておらず、将来的にどのような財源を確保し、どのような収支で事業展開を図っていくの か不透明な部分がある。 上記の3点を踏まえ、市と事業の収支や財源確保について協議しながら、社会福祉協議会独自の中 期計画の充実を検討されたい。</p>		
--	--	--	--	--	--

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	<p>シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成 27 年度より5年間にわたり年間 16,000 千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。 整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成 27 年度から令和元年度の5年間で59,804 千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。 市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成 27 年度から令和2年度の6年間で66,536 千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。 市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	観光・文化財課	中期計画の策定について	<p>観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。 観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。 また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。</p>	<p>「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。 今後の本市における観光施策の方向性や、第6次総合計画、八尾市観光振興プランとの整合を図るとともに、自主財源の安定的な確保等、中長期的な経営計画を含めた中期計画の策定に取り組んでまいります。</p>	<p>現在、本市の観光振興に関する基本的な考え方と連携した会員数や観光案内所への訪問者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。 今後、第6次総合計画及び観光振興に関する基本的な考え方との整合性を図るとともに、自主財源の安定的な確保策等を含めた中期計画の策定に取り組んでまいります。</p>

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	都市交通課	中期計画の策定について	<p>施設の老朽化が進行しており、今後の更新費用の増加が見込まれ、それに対応した収入の獲得も必要となるが、設立当初より料金改定は実施しておらず、また、職員の高齢化も進行していることから、今後自</p>	<p>施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として、平成 29 年度に実施した自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化</p>	<p>施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として、平成 29 年度に実施した自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化</p>

		<p>転車駐車場管理・運営業務を継続させていくためにも、中期計画の策定を検討すべきである。</p> <p>計画の策定に当たっては、団体が課題として認識している人材育成、施設の老朽化、料金改定、自転車駐車場のICT化への対応方針について検討されたい。また、今後の市における交通計画も踏まえた効果的かつ効率的な中期計画を策定できるよう、所管課と協力することが望まれる。</p>	<p>対策の優先度が高い自転車駐車場の修繕(老朽化対策)工事を実施しております。</p> <p>今後も都市交通課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。</p>	<p>対策の優先度が高い自転車駐車場の修繕(老朽化対策)工事を実施しております。</p> <p>今後も都市交通課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。</p>
--	--	--	--	--

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	観光・文化財課	外郭団体のあり方の再検討について	<p>外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。</p> <p>しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視野に立った判断を行うべきである。</p> <p>したがって、市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。</p>	<p>「八尾市歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方」において本市の歴史資産の保存と活用を図るための考え方を示し、また、新やお改革プラン実行計画に基づき文化財調査研究会のあり方の見直しを進め、埋蔵文化財発掘調査業務の直営化の方向性や、財団法人と協議すべき内容、スケジュール等について整理・検討を進めているところ です。</p>	<p>現在策定中の「八尾市文化財保存活用地域計画」において本市の歴史資産の保存と活用を図るための基本方針を検討するとともに、新やお改革プラン実行計画に基づき文化財調査研究会のあり方を見直し、埋蔵文化財発掘調査業務の今後の推移や、財団法人の職員体制等を踏まえ、業務の直営化や、財団法人と協議すべき内容、スケジュール等の整理・検討を進めてきたところ です。今後は財団法人との解散に向けた協議を進めてまいります。</p>
9	観光・文化財課	文化財調査研究会における中期計画の策定について	<p>平成 27 年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が 40 歳代前半であり、主に 40 歳代、50 歳代の職員で構成されている。「常勤職員の新規採用が 20 年間ない」とのことであり、事業継続における大きな課題となっている。</p> <p>文化財調査研究会は独自に中期計画を策定することは難しいとしているが、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。</p>	<p>市において、当法人の見直しが検討されており、その動向を踏まえ、法人の運営等について、市と協議を進めてまいります。</p>	<p>市において、当法人の見直しが検討されており、その動向を踏まえ、法人の運営等について、市と協議を進めてまいります。</p>

【平成 29 年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	資産税課	公衆浴場に係る固定資産税の減免について	<p>市は平成 10 年に減免規定を改定したが、以降、現在まで見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状</p>

		置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続としつつ、一定期間経過ごとに減免の可否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。 こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はありと考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。	況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。	況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。
--	--	--	--	--

【平成 30 年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	コミュニティ政策推進課	八尾市校区まちづくり交付金について	現状、校区まちづくり協議会の活動に対する支援としての校区まちづくり交付金と、まちづくり協議会を構成する団体の、独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、手続きもそれぞれで発生している状況があり、地域に対する補助金の交付ルートが複数存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。 校区まちづくり交付金に移行可能な補助金等を統合することや、構成団体の地域活動に対する補助金については、既に一定の整理はされているものの、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業と、各構成団体で実施する性質の事業をより明確に区分する基準・考え方等を全庁的な取り組みとして各課で整理し、より客観的な効果検証と事務の効率化につなげる必要がある。	平成 30 年度に実施しました「校区まちづくり協議会あり方検討会議」、令和元年度に実施しました「校区まちづくり協議会の支援に関する検討会議」の検討結果等に基づき、令和2年度に出張所等職員と各校区まちづくり協議会の委員を対象に研修を行いました。 令和3年度の「第3期わがまち推進計画」の策定にあわせ、校区まちづくり交付金について、各構成団体の事業の性質も考慮したうえで、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう引き続き検討を行ってまいります。	当初予定していた各地域における「第3期わがまち推進計画」の策定をコロナ禍により延期し、第5次総合計画の推進期間における校区まちづくり交付金の効果検証等を行ってまいります。また、本交付金の方向性について、平成 30 年度、令和元年度に各々実施した、校区まちづくり協議会あり方検討や本協議会の支援に関するあり方検討の結果、及び、今年度実施される「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」における議論を踏まえるとともに、各構成団体の事業の性質も考慮した上で、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう、引き続き検討を行ってまいります。
2	危機管理課	八尾市防犯灯整備補助金について	現状、校区まちづくり協議会交付金と、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、地域に対する補助金に複数ルートが存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。 本補助金については、八尾防犯協議会は各町会に対する補助金の配分の取りまとめを担っているものであり、必ずしも八尾防犯協議会として実施する性質のものというわけではない。そのため、地域に対す		

			る補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。		
3	危機管理課	八尾市防犯灯電気料金等補助金について	八尾市防犯灯電気料金等補助金は、八尾市防犯灯整備補助金と同様に、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。		
4	高齢介護課	八尾市高齢労働能力活用事業補助金について	本補助金の補助対象経費に事業費以外の管理費（例えば役員報酬）も含まれており、実態にあった名称になっていない。要綱の名称は実態を示す名称にすべきである。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。
5	高齢介護課 地域支援室	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金について	(2)延べ利用者数は減少傾向にあり、現状では街かどデイハウス事業が有効に実施されているかどうかは判断できない。延べ利用者数に併せ、例えば、利用者の自立率を成果指標として、本事業の有効性を評価すべきである。 また福祉の担い手の確保が困難な中、街かどデイハウスは重要な地域資源であると考えられる。他市においては、総合事業の通所型サービスBに段階的移行をしている自治体がある。市においては、街かどデイハウスを総合事業に位置づける場合、①通所型サービスA、②通所型サービスB、③一般介護予防事業として実施することが考えられるとのことである。総合事業の通所型サービスAあるいはBに位置づけた場合の街かどデイハウス運営面における影響等も勘案しながら、「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間（平成30～32年度）中に、街かどデイハウス事業のあり方について検討を進められているが、他市の状況も参考にし、通所型サービスへの移行の計画的実施を検討すべきである。	街かどデイハウス事業については、地域に根付いた貴重な地域資源であることから、本事業の有効性及び総合事業の通所型サービスを勘案した事業の在り方を検討するため、令和2年1月の実地指導時には、事業者に対してヒアリングを実施しました。 今後、より具体的な事業内容をもとにした、事業者及び高齢者あんしんセンターへのヒアリングを踏まえ、「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間中である令和4年度から段階的に総合事業における通所型サービスBに位置付けるよう、引き続き制度設計の検討を進めてまいります。	令和2年1月に実施した事業者へのヒアリング及び高齢者あんしんセンターからの意見等をもとに、総合事業における通所型サービスBとしての制度設計を行い、令和3年3月に事業者に対して説明会を実施しました。 説明会での意見も参考にして、事業内容について再度、説明会等を開催のうえ、令和4年度からの通所型サービスへの移行に向けて取り組みを進めております。
6	こども施設運営課 放課後児童育成室	八尾市放課後児童クラブ事業補助金について	現在、月ごとの放課後児童クラブの利用料を徴収しており、月途中で退所した児童がいる場合、日割計算を行い、退所した日数分の利用料を利用者に返還している。しかし、日割り計算をする場合、事務が煩雑となり、一定の事務コストが発生している。今後、更なる民間事業者の参入が期待され、補助金額も増加することが見込まれる。このような状況で利用料の日割返還を民営施設に求めることとした場合、その事務コストに対応する補助金が必要となる。 このことから、公営の施設も民営の施設も月の中途中で退室した児童の月額利用料は返還しない取り扱いとすることを検討すべきである。なお、月の中途中	現在、次年度以降の事業運営に関し、民間の参入拡大も視野に入れ、検討を行っているところであり、事業運営全体の見直し検討の中で、利用料徴収の運用についても検討を行ってまいります。	引き続き、次年度以降の事業運営に関し、民間の参入拡大も視野に入れ、検討を行っているところであり、事業運営全体の見直し検討の中で、利用料徴収の運用についても検討を行ってまいります。

			退所した児童の月額利用料を返還しない場合は、月額利用料は返還しない旨のアナウンスを、利用者が入所申請する際等に事前に行う等の一定の配慮が必要である。	
--	--	--	--	--

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R3.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	介護保険事業計画推進事業に関わる委託業務につき随意契約を選択するとの判断について	「八尾市介護保険事業運営支援業務」については、その随意契約の理由が「業務内容の項目の1つとして給付分析を行うことから、本市が導入している介護保険給付分析システムを活用する必要があり、上記事業者はそのシステム開発及び運用の委託事業者で、他の事業者では同システムによるデータの取り扱いができないため」とされていた。しかし、同システムは、市がシステム利用権限を有している。随意契約の理由に記載されている「他の事業者では同システムによるデータの取り扱いができない」という事実は存在しない。 真に、その業務が特定の者でないとできないのかどうかを客観的に検討したうえ、入札の採用を検討すべきである。	「八尾市介護保険事業運営支援業務」につきましては、計画期間中の複数年にわたる債務負担行為を担保としたプロポーザル方式での業者選定や入札を検討してまいります。	「八尾市介護保険事業運営支援業務」につきましては、計画期間中の複数年にわたる債務負担行為を担保としたプロポーザル方式での業者選定や入札を検討してまいります。
2	高齢介護課	プロポーザル方式により選定された事業者との間で、複数年続けて随意契約をする場合のより公平公正なプロセスについて	「平成 29 年度第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等支援業務」及び「平成 30 年度八尾市介護保険事業運営支援業務」は、平成 28 年度の業務と同一の委託業者への契約が続いていた。しかし、平成 28 年度業務のプロポーザル手続における公募要領には、翌年度以降の業務の委託事業者となる可能性は示されておらず、そのことは応募者らには当然には知り得ない情報であった。プロポーザル方式で選定された事業者が、翌年度以降の業務の受注において有利に考慮される可能性があるのであれば、そのことを仕様書等に記載しておかなければ、他の事業者との関係で公正を欠くと思われるし、意欲的な事業者の参入機会を減殺する。 プロポーザル方式で選定された事業者との間で、複数年にわたって随意契約をする場合、より公正・公平かつ適法な手順を確立すべきである。	次回、プロポーザル方式で複数年にわたって業者選定をする際には、債務負担行為を担保したうえ、仕様書等に翌年度以降の業務の受注が有利に考慮される可能性を明記するよう検討してまいります。	次回、プロポーザル方式で複数年にわたって業者選定をする際には、債務負担行為を担保したうえ、仕様書等に翌年度以降の業務の受注が有利に考慮される可能性を明記するよう検討してまいります。
3	高齢介護課	厚生労働省による「要介護認定適正化事業」の成果活用について	厚生労働省では平成 30 年度より「要介護認定適正化事業」として介護保険総合データベースに格納されたデータを分析し、全国のデータ・都道府県のデータとの対比をして分析した結果を、各保険者に提	介護認定審査会運営委員会に対しまして、当該データを提供し、本市の状況を確認及び議論いただくことで、介護判定の適正化を行っています。また、市主催の調査員研修でもデータを活用	介護認定審査会運営委員会に対しまして、当該データを提供し、本市の状況を確認及び議論いただくことで、介護判定の適正化を行っています。また、市主催の調査員研修でもデータを活用

			<p>供するという事業が開始されている。</p> <p>市では、当該データを介護認定審査会の委員に提供するなどしているが、その分析結果の活用方法がまだ確立していない。今後、積極的な活用が求められる。</p>	<p>できるよう、引き続き活用方法について検討していきます。</p>	<p>できるよう、引き続き活用方法について検討していきます。</p>
4	高齢介護課	キャッシュカードを端末で読み込む方法による口座振替の手続の導入について	<p>国民健康保険料等については、キャッシュカードを窓口を設置している端末に読み込ませる方法により、銀行印なしで口座振替を申し込む方法が採用されているが、介護保険料については、それが採用されていない。</p> <p>他市における徴収率の増加への寄与の動向や、導入費用・手数料等のコストを踏まえ、上記の方法の導入の是非を検討すべきである。</p>	<p>キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストを調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。</p>	<p>キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストについて、システム全体の改修時期との調整も踏まえて調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。</p>
5	高齢介護課	税部局等との連携について	<p>現在、介護保険料の滞納については、市税等の他の強制徴収債権を所管する部局等との間で、ノウハウの共有や個別の案件の具体的な照会、その他の情報共有に関する具体的な連携はなされていない。</p> <p>滞納者の資産や収入、交渉状況等について、税部局への照会等の方法による情報共有を検討すべきである。</p>	<p>高額滞納者への対応として、税部局において把握する所得情報と滞納に対するノウハウが活用できればより効果的な対応が可能となることから、法的に可能な範囲においての所得情報共有を検討してまいります。</p>	<p>滞納事案への対応において、滞納者に関しての税部局が把握している資産や収入状況を活用することができるよう、関係課の情報共有を検討してまいります。</p>
6	高齢介護課	長期的に継続している共同処理業務委託契約の文書保存の在り方について	<p>介護保険の保険者として行う事務のうち、介護保険給付に係る審査支払事務等を、大阪府国民健康保険団体連合会に処理を委託し、その際、国保連に委託可能な項目の中から項目を選択して契約している。この共同処理業務委託契約は、当初から長期的に継続することが予想されていたものであるが、委託項目選定時の判断過程を示す、過去の文書が保存されていなかった。今後、委託項目の見直しを検討する際、的確な判断が難しくなり、又は既に検討が終了している検討を重ねて行うこととなり、不効率にもつながる。</p> <p>このような長期間継続的に行われる国保連に対する共同処理委託事務に関し、委託項目を選定する時の判断過程が引き継がれるよう、文書保存の運用または稟議方法を工夫するべきである。</p>	<p>各委託項目を選定する際の判断過程を次の起案時に添付し、また経過を記した文書を作成する等について見直しを行います。</p>	<p>各委託項目を選定する際の判断過程を次の起案時に添付し、また経過を記した文書を作成する等について見直しを行います。</p>
7	高齢介護課	委託契約の入札参加資格等について	<p>家族介護用品支給事業につき、入札資格が過去2年間に2回以上、国又は地方公共団体から類似事業の委託を受け履行した実績を要件としていた。この入札参加資格は、過去の受託業者以外の参加が困難となる可能性が大きく、新規参加を排除するものとなっている。</p> <p>今後の入札においては、要件緩和を行うなど、新規事業者が参加しやすくなる措置をとるべきである。また、案件の周知性を高める努力もされるべきである。</p>	<p>今後の入札においては、入札資格の内容を精査し、入札要件の緩和など見直しを行います。また、多くの事業者が参加できるよう入札案件の周知を高めてまいります。</p>	<p>今後の入札においては、入札資格の内容を精査し、入札要件の緩和など見直しを行います。また、多くの事業者が参加できるよう入札案件の周知を高めてまいります。</p>

			る。		
8	高齢介護課 地域支援室	市が特定の事業者への委託契約を行う方式について	徘徊高齢者探知システム運用業務委託契約は、市が特定の事業者へ、GPSによる探知システムの運用を委託し、市が「委託者」となり、事業者に初期費用相当額を委託料として支払うというものである。しかし、利用者と事業者との間では、通常の直接契約するサービス利用者の場合と同様に契約がされており、また、毎月の利用料等について、市は特に補助等を行わないといったことに照らせば、その実質は高齢者や家族がGPSを利用する際の初期費用の補助としての側面が強い。 市が特定の事業者との随意契約による委託という方式により、費用を拠出することは、特定の事業者のみを有利に取り扱うことになり、事業者間の公平という見地から問題がある。初期費用の一定額補助や複数事業者への委託であれば、このような問題は生じない。現行の委託方式の継続の是非を検討されたい。	他市の調査結果や、高齢者あんしんセンター及び実際の利用対象者へのアンケート結果等を踏まえ、現行の契約方式からの変更等の検討を進めております。	他市の調査結果や、高齢者あんしんセンター及び実際の利用対象者へのアンケート結果等を踏まえ、現行の契約方式からの変更等について検討を進めております。
9	高齢介護課	将来的な事業の方向性について	高齢者住宅等安心確保事業は、大阪府営住宅に生活援助員を派遣し、安否の確認・緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行うというものである。しかし、民間の「サービス付き高齢者向け住宅」が急速に増加しており、府市双方が協議の上、事業の継続の必要性やニーズに即した事業の在り方を検討されたい。	大阪府と協議を行いながら、今後の事業の在り方を検討します。	大阪府と協議を行いながら、今後の事業の在り方を検討します。
10	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターの委託先の選定方法について	地域包括支援センターの業務委託先の選定については、15か所のうち、公募型プロポーザル手続を実施したものは2か所に過ぎない。残りのセンターについては、従前のセンター運営実績に照らして1者のみの検討、あるいは1者のみに提案させてプロポーザル手続同様の検討を行う、という方法で相手方を選定する随意契約となっていた。 仮に結果として、担当区域においてセンターの運営を担う能力があると見込まれる法人に限られていたとしても、本来的には契約の都度、随意契約理由の有無を確認すべきであるし、契約相手先の選定について、少なくとも5年程度の期間ごとに、プロポーザル等によって不特定多数の者に応募の機会を保障すべきである。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、公募型プロポーザルを令和3年度に実施予定としております。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう令和3年度での公募型プロポーザルに向け、準備を進めているところです。
11	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターの委託先の契約の更新手	地域包括支援センターの業務委託契約は、単年度更新とされており、法的には毎年新たに随意契約を締結しているということになるところ、この更新の際	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、公募型プロポーザルを令和3年度に実施予	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう令和3年度での公募型プロポーザルに向け、

		続について	<p>には、新たに公募型プロポーザルによる契約相手方の選定を行うことなく、同じ相手方と随意契約を締結している。</p> <p>今後、数年に1度は公募型プロポーザルを実施するなどの方法により、契約相手先選定の透明性や公正性の確保を明確な形で図るべきである。また、プロポーザル方式で選定された事業者が、当該年度の業務のみならず、翌年度以降の業務の受注において有利に考慮される可能性があるのであれば、そのことをプロポーザル仕様書等に記載しておかなければ、他の事業者との関係で公正を欠き、意欲的な事業者の参入機会を減殺すると考えられる。</p>	定としております。	準備を進めているところです。
12	高齢介護課 地域支援室	各地域包括支援センターと八尾市との間での、利用者情報や訪問記録等の連携について	<p>市と各地域包括支援センターとの間で、利用者情報の共有が全て「紙媒体」で行われており、効率性・利便性を損なう結果となっている。</p> <p>電子的な方法による情報の共有や結合について、メリット・デメリットや費用等を含めて、少なくともその改善の検討を行うことが望ましい。</p>	<p>委託料の支払いに係る実績報告については、紙媒体からデータ提出とし、令和2年度から運用を一部変更しました。</p> <p>また、市と地域包括支援センター間のネットワーク化については、今後の包括的な相談支援体制の設置を含めた協議を進めているところです。</p>	<p>委託料の支払いに係る実績報告については、紙媒体からデータ提出とし、令和2年度から事務手続きを一部変更し運用しております。</p> <p>また、地域包括支援センター間のネットワーク化について、今後の包括的な相談支援体制の設置を含め協議を進めてまいります。</p>
13	高齢介護課	老人福祉センターを含めた近隣の公共施設の役割の見直しについて	<p>2か所の老人福祉センターは、築年数が40年を超え老朽化が進んでおり、現状、当該施設を使い続けるにあたっては、多額の修繕費用又は更新(建替)費用が発生するものと想定される。</p> <p>同じ地域に存在する他の公共施設や公有地等も含めた、地域全体のまちづくりとしての在り方を検討するべきである。</p>	<p>市の八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めてまいります。</p>	<p>市の八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めてまいります。</p>
14	高齢介護課	老人福祉センターで実施されている入浴事業の今後の在り方について	<p>老人福祉センターが設置された40年以上前と比べると、高齢者福祉に求められる役割も変化している。介護予防や社会参加の拠点としての役割など、入浴事業の利用者数の推移、入浴事業の実施コスト、将来の維持更新費用、他市の状況なども踏まえ、更に地域全体のまちづくりとして、両老人福祉センターの在り方も踏まえて、入浴事業の継続の可否について検討されたい。</p>	<p>入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。</p>	<p>入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。</p>
15	高齢介護課	事業報告の別紙収入支出明細書における総額表示について	<p>老人福祉センターの指定管理者が作成する事業報告別紙の収入明細書及び支出明細書には、「100円モーニング」事業について、当該事業の収入額と支出額は共に計上されていなかった。</p> <p>収入と支出を相殺的に処理することは、妥当ではないから是正されるべきであることを、市から指定管理者に指導すべきである。</p>	<p>令和2年度実施分より、収入額と支出額を計上するよう指定管理者に指導しており、令和2年度の実績報告書にて確認予定です。</p>	<p>令和2年度実施分より、収入額と支出額を計上するよう指定管理者に指導しておりましたが、令和2年度は事業が中止となったため、令和3年度の実績報告書にて確認予定です。</p>
16	高齢介護課	入札参加資格について	<p>災害時要配慮者支援事業に係る同意書等の印刷・封入封緘業務委託につき、「印刷及び封入封緘業務」の実績を参加資格とするのではなく、そのいずれかの実績を有していればよいのであれば、「印刷</p>	<p>次回、印刷・封入封緘業務委託事業に係る入札を実施する際には、正確な入札参加資格の策定に努めてまいります。</p>	<p>次回、印刷・封入封緘業務委託事業に係る入札を実施する際には、正確な入札参加資格の策定に努めてまいります。</p>

			又は封入封緘業務」とすべきであった。 公告文の記載から、双方の実績を必要とすると理解して、入札に参加しなかった者がいる可能性もある。正確な入札参加資格の策定に留意されたい。		
17	高齢介護課 地域支援室	今後の事業継続について	「見守りネットワーク推進事業」のサービス内容は、「訪問介護等の提供事業以外の日常生活上の支援及び指導」であり、内容自体曖昧である。 「孤独死防止事業」のように、特定の事業者へ委託費を払って見守り事業を推進してもらうのではなく、広く身近な人たちに見守り、支えあいの意識をもってもらう「高齢者見守りサポーターやお」事業の方が、事業の性質にあっているのではないかと思われる、事業の実施内容の整理が求められる。	見守りネットワーク推進事業については、訪問時にどの程度のサービスを実施すべきなのかの整理とともに、総合事業における訪問型サービスへの移行を含めて検討をすすめてまいります。	見守りネットワーク推進事業については、訪問時にどの程度のサービスを実施すべきなのかの整理とともに、総合事業における訪問型サービスへの移行を含めて検討をすすめてまいります。
18	高齢介護課 地域支援室	モデル事業として継続していることの問題点について	「孤独死防止事業」は、平成16年に国費・府費を財源とした介護予防事業・地域支えあい事業として始まった。現在、事業が実施されているのは桂中学校区の1地区のみである。平成17年以後は新たな事業者の募集も行われていない。 これまでの実績や収集した資料に基づき、モデル事業であることの意義や、今後の事業の在り方や方向性について検討すべきである。	地域住民見守り訪問活動事業における桂中学校区での実施に関しては、総合事業における訪問型サービスへの移行について検討を進めていくなかで、他の地域や事業者における実施の可能性についても検討を進めております。	地域住民見守り訪問活動事業における桂中学校区での実施に関しては、総合事業における訪問型サービスへの移行について検討を進めていくなかで、他の地域や事業者における実施の可能性についても検討を進めております。
19	高齢介護課	高齢クラブの加入率向上に向けた情報発信について	市のホームページや「介護保険と高齢者福祉の手引き」において、高齢クラブの情報はあまり具体的に記載されておらず、新規の加入検討者に対し、窓口としての告知案内が足りていない可能性がある。 市のリソースを用いて、高齢クラブの加入率向上に向けて取り組むことも可能であると思われる。	市のホームページでの活動報告や、会員募集チラシ・機関紙を窓口で配架することにより、高齢クラブの認知度を高め、加入率向上に努めてまいります。	市のホームページにて、高齢クラブの加入促進につながる情報を具体的に記載しました。また、「介護保険と高齢者福祉の手引き」においても記載するよう準備を進めています。

【令和2年度】公の施設のうち「指定管理者」が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(個別事項)

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(2) 八尾市立障害者総合福祉センター・八尾市立デイサービスセンター

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	障がい福祉課 関係課	八尾市立障害者総合福祉センター及び八尾市立デイサービスセンターにおける指定管理料の消費税について	(1)指定管理料は施設の管理運営のための費用として支出するものであり、公募の際に示す指定管理料の上限額も「管理のために必要と考えられる費用」の総額を積算した上で、指定管理者の自主的な経営努力や適正な労働条件の確保、適正な業務水準や業務内容に応じた適正金額を決めるべきである。当該施設の委託料が非課税取引であることを基礎とした場合、公募時の上限額の算定では、消費税抜きで		(1)公募時に示す指定管理料の算定については、当該委託料が非課税取引であることを基礎として、実際に必要と思われる各費用の算定を改めて行い、市が事業に必要であると算出した金額を指定管理料の上限とするよう、見直しを行っております。 (2)他の事業においても同様の事業が生じていないかについて、全体の点検を行っているところ

			<p>計算した事業必要額全体に事後的に消費税を加えた額ではなく、実際の事業必要額そのものを上限額とすべきであった。</p> <p>(2)他でも同様の事象が生じている可能性があることから、市としては他の事業においても同様の誤りが生じていないか点検すべきである。</p>		です。
--	--	--	---	--	-----

(3)八尾市立福祉型児童発達支援センター

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	こども施設運営課	八尾市立福祉型児童発達支援センターにおける指定管理料の消費税について	<p>指定管理料は施設の管理運営のための費用として支出するものであり、公募の際に示す指定管理料の上限額も「管理のために必要と考えられる費用」の総額を積算した上で、指定管理者の自主的な経営努力や適正な労働条件の確保、適正な業務水準や業務内容に応じた適正金額を決めるべきである。当該施設の委託料が非課税取引であることを基礎とした場合、公募時の上限額の算定では、消費税抜きで計算した事業必要額全体に事後的に消費税を加えた額ではなく、実際の事業必要額そのものを上限額とすべきであった。</p>		<p>R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>公募時に示す指定管理料の算定については、当該委託料が非課税取引であることを基礎として、実際に必要と思われる各費用の算定を改めて行い、市が事業に必要であると算出した金額を指定管理料の上限とするよう、見直しを行っております。</p>

(4)八尾市自転車駐車場

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	都市交通課	基本協定書の記載の文言について	<p>協定書の第 14 条第 1 項では、指定管理業務の範囲として「前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務」と記載されているが、「乙」とは指定管理者を指すものであり、必要と認めた業務を指定管理者自らが行い得るような規定ぶりとなっていた。実務としてその記載が意味を持っているものではないが、「甲(=市)が必要と認める業務」という規定に是正すべきである。</p>		<p>R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>協定書の記載内容を「甲(=市)が必要と認める業務」という規定に是正するよう、指定管理者と協議を進めてまいります。</p>

(共通事項)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	行政改革課 指定管理者導入施設所管課	維持修繕に関するリスク分担、精算の仕組みについて	<p>(ア)施設、備品等の維持修繕については、市がそのリスクを負担するべきと考えられることから、リスク分担表では、指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは指定管理者がリスクを負担し、その他の事由によるものは市がリスクを負担する、という内容に整理したうえで、発注者の区分を意味するに過ぎないものについては「リスク分担表」からは除外し、別途発注者区分に関する取り決めとして協定書等に盛り込むべきである。</p>		<p>R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>(ア)協定書への統一的な記載について、関係課で調整し、検討してまいります。</p> <p>(イ)精算対象となる費目を「修繕・再調達費」として整理し、各施設において次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書、協定書に明記するよう見直しを行いました。</p> <p>(措置済み)</p>

			(イ) 物品の老朽化等への対応のため、その機能を維持する方法としては、修繕の方法と、再調達の方法の双方がありうる。従前は精算対象費目が「修繕費」とされていたため、再調達のために要した費用は精算対象とならないのではないかという疑義があったが、精算対象となる費目を「修繕・再調達費」とし、修繕、再調達の双方の費用を含むものとして整理されたい。		
2	指定管理者導入 施設所管課 行政改革課	指定管理業務専用の口座の使用を求める運用について	現在の協定書では、会計の独立原則の確保の為に、指定管理業務専用の口座開設を一律の義務としているが、一律の義務としている点についてはその義務を緩和することも考えられたい。市としては、指定管理業務と本社経費等が経理上、どのように区分して作成されているかといった、実質面に着目した点検を重視すべきである。		実質的に適切な経理区分がなされれば口座開設は必須ではないことから、義務付けの緩和を検討し、協定書においての統一的な記載について、関係課で調整し、検討してまいります。
3	行政改革課	基本協定書の記載内容の統一化について	今後、共通的な指定管理者制度の運用を行うべきものについては、協定書の記載が項目の有無だけでなく、可能な限りで統一的な文言となることが望ましい。たとえば、統一されているべき箇所については、協定書を締結するにあたっての内部決裁段階で、チェックリスト方式で点検する等といった対応が有効と考えられる。		協定書においての統一的な記載について、関係課で調整し、検討してまいります。

(個別事項)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(2)八尾市立共同浴場錦温泉

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	地域共生推進課	危機管理マニュアルの作成について	協定書添付の管理運営業務仕様書上は、危機管理体制に関して、その体制を確立するとともに、利用者の安全を確保するため危機管理マニュアル等を作成すること、とされているが実施されていなかった。「危機管理マニュアル」の作成については、必要であれば、市から危機管理に関して従業員に周知すべき事項や、設備等を設置すべき事項についての指示や作成の指導等をして、マニュアルの作成を促されたい。		新たに指定管理者が変更となり、現在作成中。特に必要な事項については、指定管理者へ指示をしてまいります。
5	地域共生推進課	指定管理者による研修の実施について	管理運営業務仕様書上は「AEDの使用を始め救命に必要な研修」を実施することとしているが、実際にはマニュアル等の頒布を行っている程度であった。市は、指定管理者に必要な研修等について具体的な指示を行うか、研修の必要性が乏しいと判断できる場合は、仕様書の改定を検討されたい。		指定管理業務において必要と考えられる研修について調査し、研修の内容等や実施方法について、実施できる体制を整えてまいります。
6	地域共生推進課	錦温泉の今後の	当該施設は、近隣の市営住宅の風呂設置率等も		錦温泉の今後の在り方については、令和3年3

		あり方について	踏まえて、今後も長期間、利用料金収入と同程度の指定管理料を支出して維持すべきかを検討し、施設のあり方そのものについて検討すべきである。また、市の負担を抑え、また、民間の公衆浴場と比較して公平な形での対策についても検討すべきである。		月策定の「市営住宅機能更新事業計画」を勘案しつつ、今後も継続して在り方の検討を進めてまいります。
--	--	---------	---	--	--

(3) 八尾市立障害者総合福祉センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	障がい福祉課	備品の購入について	当該施設ではもっぱら指定管理者が指定管理料を原資として備品の追加等を行っているが、市がその承認をしたり、市に帰属させたり、数量を確認する手続き等はないとのことであった。現行の協定書を前提とする限り、指定管理者による備品購入については、原則として指定管理料による備品の購入とし、取得時の承認及び指定期間終了時に市に所有権を移転する手続を取られたい。また、備品購入時の承認については、その事実を記録化されたい。		指定管理者による備品の購入についての協議や承認の手続き、指定期間終了後の所有権の移転手続きについて、書面により行うよう見直しを行ってまいります。
8	障がい福祉課	管理用の物品のリースについて	リースによる車両等の備品については、リース料が指定管理料を原資とし、かつ期間終了後の所有権が指定管理者に帰属するのであれば、原則として指定管理料による備品購入に準じた取り扱いをすべきである。その判断のため、リースによる取得状況及び契約内容の概要(特に、所有権の最終的な帰属の有無)について、指定管理者に報告を求めることが望ましい。		リースによる車両等の備品については、取得状況及び契約内容を指定管理者に確認させ、帰属先等について整理してまいります。
9	障がい福祉課	修繕費の精算について	精算対象である修繕費の中に、送迎車のメンテナンス等、指定管理者の所有・リースする物品等の維持に要する費用が含まれていた。精算対象となる修繕費については、現行の協定書を前提とする限り、市の所有物の価値を維持する費用に限定されたい。		精算の対象となる修繕費は、管理物件についての修繕費であることを前提に、修繕対象の物品等の帰属先も含め、整理してまいります。
10	障がい福祉課	利用料金等収入から生じた剰余金について	利用料金等収入から生じた剰余金について、事前に福祉サービス公的給付の金額を正確に予測することは不可能であるが、予測が不正確なことに起因する収支変動に対応できない点で、現在の協定書は一部、合理的とはいえない部分がある。現在の指定期間中においても、協定書の協議条項を用い、指定管理者と協議の上、直近の運営実態に基づいた過去の指定管理料の精算や、将来の指定管理料の減額等を検討されたい。また、今後の指定管理においては、協定書上、指定管理料を定額で固定するのではなく、年度ごとに見直す旨の規定等を設け、これにより見直しを図る方式とすること等を検討されたい。		利用料金等収入から生じた剰余金については、別途協議条項により指定管理者と今後の取扱いも含めて協議いたします。

(4)八尾市立福祉型児童発達支援センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
11	こども施設運営課	修繕費について	精算対象の修繕費の中に、リース車両の修繕費やリースする物品等の維持に要する費用が含まれていた。精算対象となる修繕費については、現行の協定書を前提とする限り、市の所有物の価値を維持する費用に限定されたい。		精算の対象となる修繕費は、管理物件についての修繕費であることを前提に、修繕対象の物品等の帰属先も含め、整理してまいります。
12	こども施設運営課	備品について	当該施設では備品の買い替え等は指定管理者において行われ、市所有の備品は存在せず、指定管理者の備品についての数量管理等もされていない。基本協定上は、指定管理者が取得した備品については、原資が指定管理料なら期間終了後に市に帰属し、そうでなければ指定管理者に帰属、ただし期間終了後の協議により市に帰属させることができるとされている。備品の更新については、原則指定管理料による備品購入の手続きを取るべきであり、指定管理者の自費による購入か否かは、報告を踏まえて検討されたい。		備品については、指定管理者の自費による購入であるか否かの報告を踏まえて整理を行い、帰属先を確定するよう進めております。
13	こども施設運営課	土地上の設備について	施設の土地に付合する動産等については、取得後、遅くとも指定期間の満了時まで、所有権を市に帰属させる手続きをとり、市において、その数量等を管理する方が好ましい。また、その維持の責任は、一次的には指定管理者が負うとしても、最終的には所有者である市が負う以上、市の財産台帳等に、受け入れ等の事実を反映させるべきである。		施設の土地に付合する動産等について、帰属先を市とするよう確定させ、市の財産台帳等に反映するよう進めていきます。
14	こども施設運営課	管理用の物品のリースについて	リースによる車両等の備品の整備については、指定管理料による備品購入に準じた取り扱いをすべき場合がある。その判断根拠として、リースによる取得状況及び契約内容の概要(特に、所有権の最終的な帰属の有無)について、指定管理者に対し報告を求められたい。		リースによる車両等の備品については、取得状況及び契約内容を指定管理者に確認させ、帰属先等について整理してまいります。

(5)八尾市自転車駐車場

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
15	都市交通課	自転車ラックの備品としての取扱い	備品について、施設に対する付着物の取扱いは今後も発生し得るものであり、所管の施設での取り扱いに一貫性を欠く対応を行うのは望ましくない。施設への付着物については、どのような場合には備品として管理し、どのような場合には施設と一体のものとして取扱い得るかについて、考え方の整理を行っておくべきである。		今年度中に、施設の付着物に対する考え方について整理を行ってまいります。
16	都市交通課	レンタサイクル事業の位置づけに	自主事業であるレンタサイクル事業については、市と指定管理者との間の協定書や、今後の公募時		次期指定管理者の公募時の募集要項において、レンタサイクル事業を指定管理者の行うべき

		ついて	の募集要項などにおいて、指定管理者の行うべき業務(例えば、提案を受けた内容を協定書に盛り込み、確実な実施を図る自主事業)とするなど、その位置付けについて考え方を整理するべきである。		業務とするなど、整理を行ってまいります。
17	都市交通課	自主事業としてのレンタサイクル事業の経費負担について	自主事業は本来、指定管理者の自己の費用によって行われるべきものであることに照らすと、今後の募集にあたっては、自主事業としてのレンタサイクル事業の経費負担について、(特に自転車の保管に要する地代、人件費、光熱費等の固定費の計算と納付の)考え方を検討されたい。		次期指定管理者の公募時には、レンタサイクル事業に係る経費負担について、事業の位置づけと合わせて考え方を検討してまいります。
18	都市交通課	定期利用者の確認の厳格化について	駐車場定期利用の申込・更新の際、現金事故を減らすため、自転車駐車場の定期利用に関して定期駐車券の連番管理を行うなど、不正発行を事前に防止することができるような、厳格な策を検討されたい。		駐車場定期利用の申込・更新の際に、現金事故を減らすため、他市の事例を参考に対策案を検討してまいります。
19	都市交通課	使用していない貸与備品の市への報告について	施設内の備品の使用状況を把握し、使用していない貸与備品については、除却処理を行わせたり、或いは他の施設での転用を検討する等、その処理を適切に行うようにされたい。		今年度中に施設内の備品状況を確認し、使用していない貸与備品については、他の施設で利用するか、除却処理を行ってまいります。

(6) 八尾市生涯学習センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
20	生涯学習課	利用料金の返還・還付についての基本協定書の文言について	協定書では、利用者のキャンセルが発生した場合の規定として、既納の利用料金の返還・還付等を行うことを定めているが、キャンセル分の料金について混乱を招きかねない文言があることから、次回の協定書の締結の際にはその趣旨がより明確になる文言への改訂を検討されたい。		協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めてまいります。
21	生涯学習課	利用料金収入に関する基本協定書の文言について	協定書では、利用料金の見込み額が当初見込みを下回った場合でも、市はその補填を行わないということを定めているが、そのような規定を定めなくても本来的には問題ないように考えられ、その文言が存在することにより、運用が分かりにくくなる可能性もある。次回の協定書の締結の際にはより趣旨が明確になる文言への改訂を検討されたい。		協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めてまいります。

(7) 八尾市立総合体育館、八尾市立屋内プール等のスポーツ施設

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
22	文化・スポーツ振興課	新規事業者の参入促進に向けた取り組み(公募方法)について	指定管理者の募集時の応募団体数は、減少傾向にある。新規事業者の参入を促進し、競争性を向上させることにつながるような公募方法を工夫されたい。また、仕様書の変更にあたっては、競争性の向上やサービス水準の向上のための具体的なニーズの把握を行い、変更点についても効果を検証し次回の応募へつなげる体制を整備されたい。		次期公募時に応募が可能な事業者(現地説明会参加事業者、他市同種施設の指定管理者等)に事前調査を行い、応募意欲の向上に向けた具体策を検討してまいります。 上記の結果に基づき、公開情報の見直し、業務仕様の見直し等を実施してまいります。

23	文化・スポーツ振興課	新規事業者の参入促進に向けた取り組み(情報開示)について	現在の指定期間を対象とする募集時に受けた質問の中には、「フィットネス事業の備品に関する質問」や、「自主事業の収支に関する質問」が含まれていたが、「現指定管理者のノウハウ」に当たる情報であることを理由に回答することができないとしていた。指定管理者の公募の際に、新規事業者が提案するにあたって必要性の高い情報は、既存事業者との間で情報格差が生じないように留意し、適切な範囲の情報開示に努める必要がある。次回の公募時以降、以上の点を考慮した公募方法とされたい。		指摘のあったフィットネス事業に係る備品については、次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書等に明記するよう見直しを行います。
24	文化・スポーツ振興課	自主事業の収支報告について	協定書及び仕様書で、一定の条件のもとに実施を求めている自主事業の収支については、事業報告にて報告が必要な旨を明確にすべきである。また、自主事業も含めた管理運営に係る収支の実態を把握し、次回以降の公募条件の検討材料として有効に活用されたい。		次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書等に明記するよう見直しを行います。
25	文化・スポーツ振興課	目的外使用許可と減免について	法人の事務所スペースについては、指定管理業務の拠点としてだけでなく、法人本部の執務を行うスペースであることから、無条件に使用料を全部免除することについては再検討する必要がある。また、自主事業による売店スペースについても、同施設内の喫茶スペースや自販機設置スペースが一定の目的外使用料を収めている点、また、指定管理者は売店による一定の収入を得ている点からも、減免の必要性を十分に検討した上で、使用料の減免の可否および減免率について検討されたい。		事務所については、目的外使用としつつも、当該法人の実施事業は市内スポーツ施設の指定管理業務を主とした市内のスポーツ振興に関する業務であることから減免は適当であると考えております。 売店については、目的外使用としつつも、利用者の利便性の向上に資する商品を用意しているものでありますが、その取扱いについては再検討してまいります。
26	文化・スポーツ振興課	修繕費の精算確認について	修繕費の精算確認手続においては、現場に行った際に請求書と照合することや、一定金額以上の工事案件については、請求書の添付を要請する等、最終的な請求金額と一致していることを確認し、取引の実在性及び金額の正確性を検証されたい。		修繕案件ごとの実施報告時に、修繕内容の報告とともに請求書の写しの添付を求めています。
27	文化・スポーツ振興課	フィットネス事業で使用する備品について	体育館やプールのフィットネス機器は、現状のサービス維持を期待する以上は必須の機器となることから、公募の際の公平性を保ち、新規事業者の参入障壁とならないよう、機器は市の所有備品と位置付けることとするか、あるいは市の所有備品と位置付けない場合は、不公平にならないよう、別の解決策を検討されたい。		次回の公募に向け、現状の運用や経過等も踏まえつつ、公平性の観点から、検討してまいります。
28	文化・スポーツ振興課	備品の取扱い(残高報告)について	市からの貸与備品の残高については、協定書の規定に基づき、指定管理者が毎年度終了後に必ず、市へ適時に報告するよう改善されたい。また、市においても実査を的確に行うよう業務手順を見直されたい。		市からの貸与備品の残高について、適時に報告するよう指定管理者へ指導し、また市においても現場での保有備品と備品台帳の一致を図ってまいります。
29	文化・スポーツ振興課	自主事業の施設	自主事業で使用している「多目的室」は、部屋とし		「多目的室」の位置付けや取扱いについて、公

	興課	使用料について	て独立した空間であるが、指定管理者が無償で優先的かつ排他的に利用している根拠が不明瞭である。市は、無条件に無償の貸与を認めるのではなく、一定の対価を徴収することも含めて検討すべきである。また、多目的室は施設案内等にも記載されておらず、市民が利用できる場所ということが周知されていない。市民に開放することなども検討されたい。		の施設として適切な利用となるよう整理を行ってまいります。
30	文化・スポーツ振興課	屋内プールにおける備品の取扱いについて	市からの貸与備品については、実際の物理的な「廃棄」の有無に関わらず、使用状況の変化も含めて、適時に市へ報告するよう、改善されたい。		市からの貸与備品について、使用状況を適切に報告することや廃棄及び代替品購入等の内容を台帳に適切に反映するよう指定管理者へ指導してまいります。

(8) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
31	生涯学習課	基本協定書の「備品」の文言について	次回の協定書の締結時までに協定書の「備品」「備品等」という文言を見直し、所有権が八尾市に帰属すべき備品を「備品Ⅰ」、指定管理者に所有権が帰属すべき備品を「備品Ⅱ」とする定義の規定を入れるなど、その文言に従って、各規定における「備品」「備品等」がどちらを指すのかが、明確になるように協定書の文言を修正すべきである。		協定書の文言について、備品の定義が明確となるよう、見直しを進めてまいります。
32	生涯学習課	利用料金の返還等についての基本協定書の文言について	協定書では、利用者にキャンセルが発生した場合の規定として既納の利用料金の返還・還付等を行うことを定めているが、文言の一部について、やや混乱を招きかねないような表現があることから、次回の協定書の締結の際にはその趣旨がより明確になる文言への改訂を検討されたい。		協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めてまいります。

(9) 八尾市立歴史民俗資料館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
33	観光・文化財課	指定管理者の公募における「学芸員」の要件について	指定管理者を公募するにあたっての「学芸員」の要件については、施設の役割・特徴と、実際の指定管理者の参入可能性を考慮した形で、次の公募において、検討されたい。例えば、学芸員の研究実績等の要件を緩和する方法を考えられたい。もう一つは、施設の業務を分担し、市の職員が研究を担う方法の活用も検討されたい。職員が、「史資料」の整理・研究に従事する体制を作り、指定管理者側の学芸員配置の要件を緩和すること等が考えられる。		次回の指定管理者の選定に向け、指定管理者の参入可能性を考慮した形で資料館の体制を再検討するなかで、学芸員の要件についても見直しを検討いたします。
34	観光・文化財課	展示スペースが狭小なことの克服について	施設のアウトリーチ的な機能の強化について、市が「仕様書」の段階で、「普及活動」に関する業務水準を設定しておく方法で、普及方法の頻度を明記することを考えられたい。どの指定管理者が担ったとしても、行うべき業務水準として位置付けることは重要		次回の指定管理者の選定に向け、展示事業を補完できるよう、アウトリーチを中心とした普及活動の具体的な業務水準を仕様書に明記できるよう検討いたします。

			である。市と指定管理者が協議し、指定管理者からの積極的な提案を求め、より効果的にアウトリーチ的な活動を求められたい。		
--	--	--	--	--	--

(10)八尾市立埋蔵文化財調査センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
35	観光・文化財課	収集保管されている文化財の保存のあり方について	文化財の保管にあたり、地震発生時を想定した保管方法を検討されたい。また、出土物の保管に関する長期的な保存の方針が確立されていないという問題点を解決されたい。なお、保管場所の不足問題は、指定管理者のみでは解決困難であり、市として、保管方法の改善も含め、短期的な解決が難しいとはいえ、保管に関する方針を確立していく必要がある。		指定管理者とともに、出土品の保管状態を点検し、対応可能な安全対策を行います。 長期的な出土品の保管についての方針を検討いたします。
36	観光・文化財課	収集保管の業務状況の報告・把握について	文化財の「整理及び保存」は、指定管理者が行う業務のコアな部分の1つであり、市は、指定管理者から各月の管理運営業務報告書及び各年の事業報告書の中で、「整理及び保存」に関する業務の遂行状況について、具体的な報告を求めるなどして、業務の進捗状況の把握をされたい。		「整理及び保存」に関する業務の遂行状況について、各月の管理運営業務報告書及び各年の事業報告書の中で具体的な報告を求めることとします。
37	観光・文化財課	成果の発信がなされていないことについて	指定管理者が作成するホームページについて、しばらくの間、新しい成果物の掲載がなかった。管理運営業務の一つとして、指定管理者は、インターネットを用いた情報発信として、適切な時期に各成果物の掲載を行う必要があり、市から指定管理者に対し、是正を求められたい。		指定管理者が作成するホームページの掲載について、積極的な情報発信を行うため、適時更新するよう指定管理者に指導してまいります。
38	観光・文化財課	成果の発信方法に関する、業務水準の明確化について	仕様書のうち、広報活動等に関する部分は、ホームページなどの広報活動について「積極的に取り組むこと」、刊行物の作成及び配布についても「行うこと」となっており、明確化がされていない。ホームページに関しては記載内容、刊行物の作成及び配布に関しては、発行頻度や部数・配布先等を明確化するなど、業務水準を固定化されたい。		次回の指定管理者の選定に向け、仕様書にホームページの記載内容、刊行物の作成及び配布に関しては、発行頻度や部数・配布先等を明確化するよういたします。
39	観光・文化財課	指定管理者が収支報告で計上する「人件費」のあり方について	事務担当職員は、職務上の責任からも、業務従事時間からも、埋蔵文化財調査センターの業務に全てを注ぐとは言い難い。したがって、当該職員の全ての人件費を、埋蔵文化財調査センターの支出として計上することは妥当ではない。収支報告における人件費計上のあり方について、見直しをされたい。		収支報告における人件費計上のあり方について、見直しを行うよう指定管理者に指導してまいります。
40	観光・文化財課	備品の管理について	当該施設については、前制度である管理委託時代から長い年月が経過しており、市所有の備品と指定管理者所有の備品の配置が混在している状況である。指定管理者と市の担当者で備品実査を行い、市か指定管理者か、どちらの備品であるか点検し、備品台帳の登録状況、備品シールの添付状況等		指定管理者と市の担当者で備品実査を行い、市か指定管理者か、どちらの備品であるかを点検し、備品台帳の登録状況、備品シールの添付状況等の全体的な点検を行います。

			の全体的な点検を行われたい。		
--	--	--	----------------	--	--

(11)八尾市立しおんじやま古墳学習館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
41	観光・文化財課	指定管理者が独自に作成した「キャラクター」の取扱いについて	公共施設のキャラクターの場合には、双方の協議により、使用の目的や範囲等について当初から合意しておくことが望ましい。指定管理者がオリジナルキャラクターを作成した場合、市と指定管理者の間でどのように権利義務関係の調整をしておくかは、市全体として整理されておくべきである。なお、当該キャラクターの場合、既に生まれてから一定の期間が経過しており、両者間の協議になることから、一定の制約があることはやむを得ないと思われる。		次回の指定管理者の選定に向け、指定管理者がオリジナルキャラクターを作成した場合の使用期間等の取り扱いについて、仕様書に明記するよう検討します。

(13)安中新田会所跡旧植田家住宅

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
42	観光・文化財課	指定管理者が定める管理運営規約(目的を限定した利用)について	指定管理者が定める管理運営規約のうち、利用の目的に言及する部分につき、条例と利用規約との関係性が明示されておらず、条例とは別のルールが定められているかのような誤解を生みかねない。許可が可能な具体的な利用の例を例示するなど、より分かりやすい形に改められたい。		条例と整合の取れた利用規約となるよう指定管理者に改定に向けた検討を促すとともに、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めていきます。
43	観光・文化財課	指定管理者が定める管理運営規約(営利目的の利用)について	指定管理者が定める管理運営規約のうち、営利目的による利用に関する部分につき、条例の定めを超えて、独自のルールを定めていると読めなくもないため、施設の有効な活用及び市民から見た時のルールの明確化の観点から、条例の範囲内で一読してわかりやすい利用規約の整備を行うべきである。		条例と整合の取れた利用規約となるよう指定管理者に改定に向けた検討を促すとともに、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めていきます。

(15)八尾市まちなみセンター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
44	都市政策課	基本協定書と仕様書との内容の齟齬について	当施設の協定書には、仕様書の記載との間に齟齬が生じている。その場合、協定書の記載が優先するとの定めとなっていることからすれば、契約上、仕様書において実現しようとした内容が、合意事項に含まれないと解される余地がある。協定書の規定内容が、意図した内容となっているか十分に確認した上で、協定書を締結すべきである。また、協定書において、実質的に市が費用負担して取得した物品について、的確に市に所有権が移転させられるよう明確な定めをなすべきである。		令和4年度からの協定書締結に向け、規定内容が意図した内容となっているか十分に確認をし、また、物品の所有権移転について明確となるよう準備を進めてまいります。
45	都市政策課	施設の設置目的の明確化とこれに即した指標の設定について	まちなみセンターの設置目的は、①歴史的遺産の継承、②地域活動の拠点とされているが、成果を図る指標となる数値目標などは設定されていない。指定管理業務の主たる目的が、施設の管理運営にとど		令和4年度からの協定書に、歴史的遺産の承継・発信という設置目的について改めて明確化するとともに、利用者アンケートの項目についても見直し、モニタリングで目的に即した成果を定量

			まらず、歴史的遺産の承継・発信にあることを改めて明確化するとともに、目的に即した成果を測定し得る指標を設定し、業務の改善を目指すべきである。		的に評価できるようにいたします。
--	--	--	--	--	------------------

(16)八尾市立龍華図書館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
46	生涯学習課	不適切な提案書の記載について	指定管理の候補者選定過程で提出される提案書において、図書の寄贈に関する記載があるが、現在は図書の寄贈は申出によりなされていない。記載内容は、過去における任意の寄贈実績を説明したに過ぎないと解することもでき、協定違反とすることは難しいが、選定過程で提出される提案書において、趣旨が不明確な記載を許容すべきではない。提案内容の評価を誤らせることにつながるため、今後、指定管理者の選定手続きにおいては、提案書は内容が一義的に読み取れる記載とするよう求めるとともに、意味内容が不明確な記載については、その趣旨を明確にさせるよう努めるべきである。		次回の指定管理者選定手続きにおいては、提案書は一義的に読み取れる記載となるよう、募集要項等に記載いたします。その上で提案書の意味内容が不明確な記載については、その趣旨を明確にさせるよう質疑を通じて提案者に確認し、認識に齟齬が生じないように努めてまいります。
47	生涯学習課	市立図書館全体への今後の指定管理者制度の導入について	4つの市立図書館について、直営による運営・指定管理者による運営それぞれに、民間のノウハウの活用というメリットと、指定管理者制度による運営の収支構造上のデメリットが存在する。4館(八尾、山本、志紀、龍華)の運営について、直営館と指定管理者運営館とを併存させ、双方でサービスを競い合う、いわゆるハイブリッド型での運営を検討されたい。		より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、新やお改革プラン実行計画に基づき、龍華図書館における指定管理者による管理運営状況や導入により見込まれる効果について検証し、効果が見込まれる場合に指定管理者制度の導入を行います。

(17)八尾市営住宅

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	—	R3.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
48	住宅管理課	指定管理者の創意工夫の余地をより広く認める仕様の設定について	指定管理者の創意工夫に委ねるべき部分について、市が過度に介入すべきではない。仕様を定めるにあたっては、指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分がないかという観点から、改めて仕様内容を精査すべきである。その際、駐車場管理を自治会等に委託することを義務付ける点については、見直す方向で検討すべきである。		指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分について、次回募集に向けて検討してまいります。
49	住宅管理課	「一般・緊急修繕」の工事实績の検証の不十分さについて	市営住宅の修繕について、仕様書では3区分を設けており、市と指定管理者の分担関係を定めている。内、「一般・緊急修繕」の報告内容は余りにも簡略であり、必要な情報の報告を求められたい。また、指定管理者と協議した事項は、記録して保管の上、修繕の適正性について確認・指導を行われたい。		報告内容について、状況に応じ必要な情報の報告を求めてまいります。指定管理者との協議内容について記録として保管し、修繕内容の確認・指導を行うようにいたします。
50	住宅管理課	「空家修繕」の工事实績の検証の	市営住宅の修繕について、「空家修繕」について、市は現地確認を行っているが、工事内容の実際と書		修繕範囲の確認を相互で行い、発注業務がより効果的・効率的に行えるように取り組んでまい

		不十分さについて	類上の工事明細、金額を照らし合わせていない。どのような方法で、どの程度のコストをかけて、各部屋の修繕を進めるかについて、的確に把握するとともに、指定管理者から第三者への工事の発注業務がより効果的・効率的になされるようチェックや指導をされたい。また、発注方法についても、一定の競争性を確保する仕組みを取り入れることも、指定管理者と協議をし、検討されたい。		ります。コストの確認及び修繕の進捗状況についても的確に把握できるように、適時報告を受け、確認してまいります。発注方法については、競争性を確保する仕組みを取り入れるよう、指定管理者と協議してまいります。
51	住宅管理課	住み替え誘導の一層の促進について	「八尾市営住宅機能更新事業計画」において、老朽化が著しい等により建替が必要と判断した住棟の現居住者について、他の住居への住み替え誘導等を行うこととしているが、必ずしも計画どおりには進んでいない。住み替え誘導は、市営住宅の管理コスト削減への貢献度が高いことから、時期を区切って進め、それでも住み替えが実現しない場合、法的手続きも視野に入れた対応も検討すべきである。		対象入居者の意向等を確認し、住替え可能な住居の確保を行い、速やかに住替えが行えるよう対応してまいります。また、今後入居者の拒否等で住替えが実現しない場合、法的手続きも含めた対応が可能であるかについては引き続き検討してまいります。
52	住宅管理課	指定管理者応募者への情報提供のあり方について	指定管理者選定手続の過程で、応募者からの質問を受け付け、これに対する応答をホームページで公表するという手続が経られているが、事業者からの質問に十分な回答がなされていないものがあった。指定管理の応募者が、収入・支出を正確にシミュレートし、採算性や専門的な従業員の確保の可能性を検討できるよう、公募手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において積極的に情報提供することや、質疑の手続きには、十分な時間を確保し的確に回答すべきである。		今後の指定管理者の選定手続の際には、質問の意図内容について十分検討し、応募者への的確な情報提供を行うように努めます。